

九呂4
號 324
卷 5



潤
康

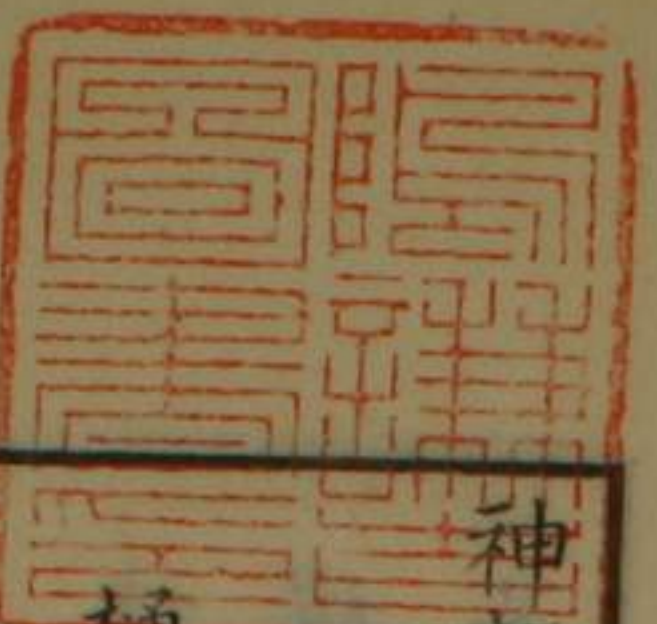


畫

之



四一



神都名勝誌卷之四

目錄

- | | | | |
|-------|-------|----------------------------------|----------|
| 樋手淵 | 宇治岡 | 古市町 | 長盛座 |
| 岳道 | 鹽屋道 | <small>并伊勢音頭
之圖</small> 久世戸町 | 大五輪 |
| 本誓寺 | 倉田山 | 金塚 | 松尾寺 |
| 兩池 | 貝吹山 | 大林寺 | 遊女阿紺墓碑 |
| 桃山 | 宮比神社 | 中之町 | 寒風里 |
| 葛籠石 | 寂照寺 | 御蔭神社 | 陽田片岸 |
| 牛鬼洞 | 櫻木町 | 淺間神社 | 名物太閤餅 |
| 浦田坂 | 間の山節 | 瀧倉社 | 浦田町 |
| 猿田彦神社 | 檜尾 | 大浦田沼 | 姫小川 |
| 神宮教本院 | 四方輿之圖 | 神宮皇學館 | 神宮大麻局製曆局 |

明治二十八年五月
二十九日書山下官
舎

荻原聖村清



神宮祭主官舎	中之切町	神宮司廳附屬舎	新橋
名物赤福餅	宇治山神社	今在家町	津長神社
大水神社	林崎文庫 <small>并圖文庫創立碑 講堂額 孝經碑</small>	饗土橋姫神社	五十鈴川 <small>并御用村川曳之 圖</small>
栲幡皇女墓	宇治橋 <small>并圖同橋渡始 之古圖</small>	落合神社	網受
神路山	丸山	鯁石之圖	法度口
一瀬	熊淵神社	鏡石神社	山神社
牛石	鏡石 <small>并圖</small>	碁盤石	石津賀神社
神足石	仙人櫓	表見張所	張尾紫薇
大瀧 <small>并圖</small>	小瀧	行在所	一鳥居橋
神宮司廳	一鳥居	齋内親王河原殿院	參集所
祓所	手水場	御神樂殿	二鳥居
子良館	時雍館	廳舎	廳舎

五丈殿	酒殿	由貴御倉	水量柱
櫻宮石壇	忌火屋殿	祓所	御竈木屋
齋内親王御膳院	荒祭宮遙拜所	御輿宿	粃種石
玉串行事所	御贄調舎	御川	蕃屏
板垣鳥居 <small>并宮中圖</small>	南宿衛屋	外玉垣御門	中重鳥居
石壺 <small>并勅使祭文奉讀圖</small>	四丈殿	鳥名子舞圖	内玉垣御門
蕃垣御門	瑞垣御門	皇大神宮正殿	相殿神
正遷宮	年中諸祭典	神領	毛利輝元祈願狀
神異	東西寶殿	興玉神	宮比神
屋乃波比伎神	北宿衛屋	北御門	蕃屏
御井	大宮院御鋪地	古神寶發堀趾	荒祭宮 <small>并圖</small>
神異 <small>并荒祭宮御託宣 圖</small>	遙拜所	外幣殿	御稻御倉

内御廐	中御廐	風宮橋 <small>并圖同橋擬寶珠銘</small>	僧尼拜所趾
風日祈宮	八百萬神拜所	龍祭神	祓所
外御廐	高倉殿	裏見張所	神苑
茶臼石 <small>并圖</small>	百枝松	大山祇神社	磯部朝熊道
石井神社、地	山口祭場	荒木田一門氏神社	岩井田山下神社
荒木田守武靈社趾 <small>并守武神主像同神主自筆之世中百首</small>	大沼橋 <small>并古圖</small>	馬淵	
母豆社	餓鬼谷	毛水晶	西行谷 <small>并西行法師木像圖</small>
世木	神馬埋場	神宮寺趾	瀑布
曼陀羅石	經瓦 <small>并摺本</small>	古墳	

樋手淵

樋手淵 倭町と古市町との堺か
土俗地獄谷と称す。

延長四年四月の官符、東限赤峯并樋手淵とあり。豊受大神宮の遠境あり。此の邊、元深谷なりしを、道路改修の時之を埋めて、今僅に、小渠を通せり。水源、經峯、轉山の溪間より流き出で、宇治郷と、継橋郷との堺を通過し、北側人家の裏よて、嶮崖を下り、倉田山の西麓を匝り、阿加井谷を経て、神田久志本に至り、勢田川と合す。
大神宮諸雜事記
 長曆年中、當宮造宮使、大中臣朝臣明輔之時、御殿材木并流置於宇尻瀬川、天欲曳上之程、當宮權禰宜從五位下秀賴神主、以七月七日、天臨于件川上、宇樋手淵、天沐水之間、流死已了、乍驚、造宮使、件材木忽流下、天宮川尻廻入、天、宇驛家瀬上、曳上、天造作已了、
 宇治岡樋手淵の東、古市町より、中之町、櫻木町を経て、浦田坂に至る國道の總稱あり。

往言は、一派の峯巒蜿蜒横亘し、其の間、岩路迤邐して、終、人馬を
通たりき。故、長峯の稱あり。天正年中、神郡の奉行を兼ね、田
丸の城主稻葉藏人道通諸書、通直に作れるも、非あり。豊臣家の命を受け、岩石
を斲鑿して、坦途を開き、路の両側、松櫻の樹を植ゑしめ、恭拜人
の便を興へたりといふ。

太神宮諸雜事記

治曆四年九月、御祭使、王内膳正章資王、中臣祭主神祇、少副
元範等也、抑太神宮、參入之間、祭使官司等、到於宇治、岡、天例
乃浦田加坂仁不向、天、志、件、宇治、岡、乃東、字、陽、田、片、岸、云、道、懸、天、
井、面、云、所乎微、天、川上、參宮勢、其、故、字、奈、宇、志、禰、云、所、居、住、下、
人、死、去、了、仍、彼、死、去、之、門、許、為、違、先、例、任、神、主、注、文、所、參、宮、也、
來月十九日、公卿勅使、可被發遣、首所被仰下也、而宇治、岡、官
道、可、修、治、所、有、之、自、尾、上、坂、迄、浦、田、坂、相、催、上、中、村、尾、崎、禰

嘉曆三年公卿勅使記

部村人等、令致修治之、是為邂逅事、更不可難避之旨、在地刀
禰相共、殊可令致沙汰給者、依廳宣、執達如件、

嘉曆三年三月十四日

中村三郎大夫殿

尾崎西次郎大夫殿

東鑑治承五年正月五日條

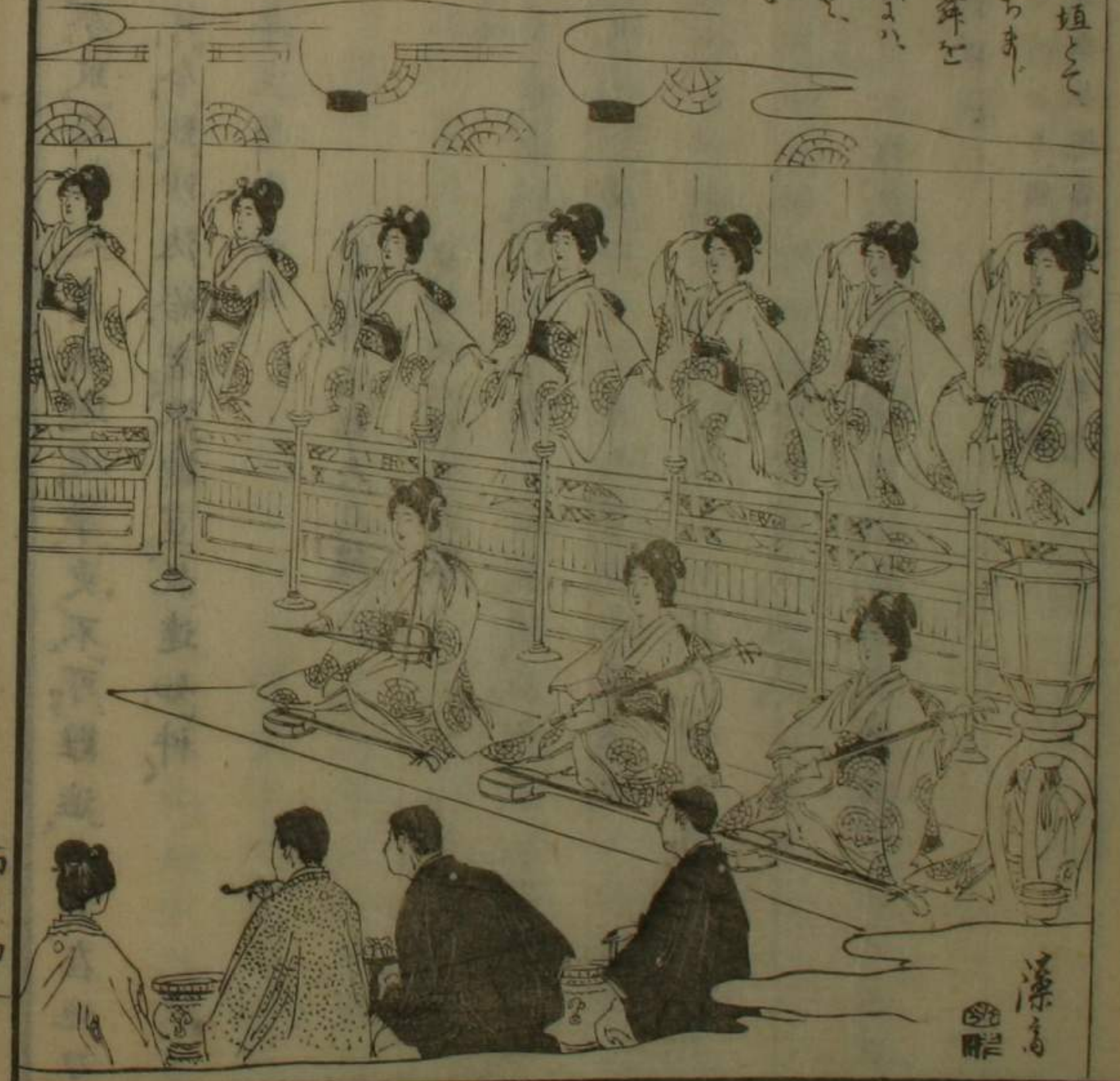
關東健侍等、廻南海、可入花洛之由、風聞、仍平家分置家人等、
所、海浦、其内差遣、伊豆江、四郎警固志摩國、而今日熊野山
衆徒等、競集于件國、菜切島、襲攻江、四郎之間、即從多、以被疵、
敗走、江、四郎經、太神宮御鎮坐神道山、遁隱、宇治、岡、
廿三日、盜人六郎、於山田、呂捕之、於宇治、岡、邊、誅如此者、於神
宮、誅事新儀也、

氏經神事記寶徳二年八月條

古市町

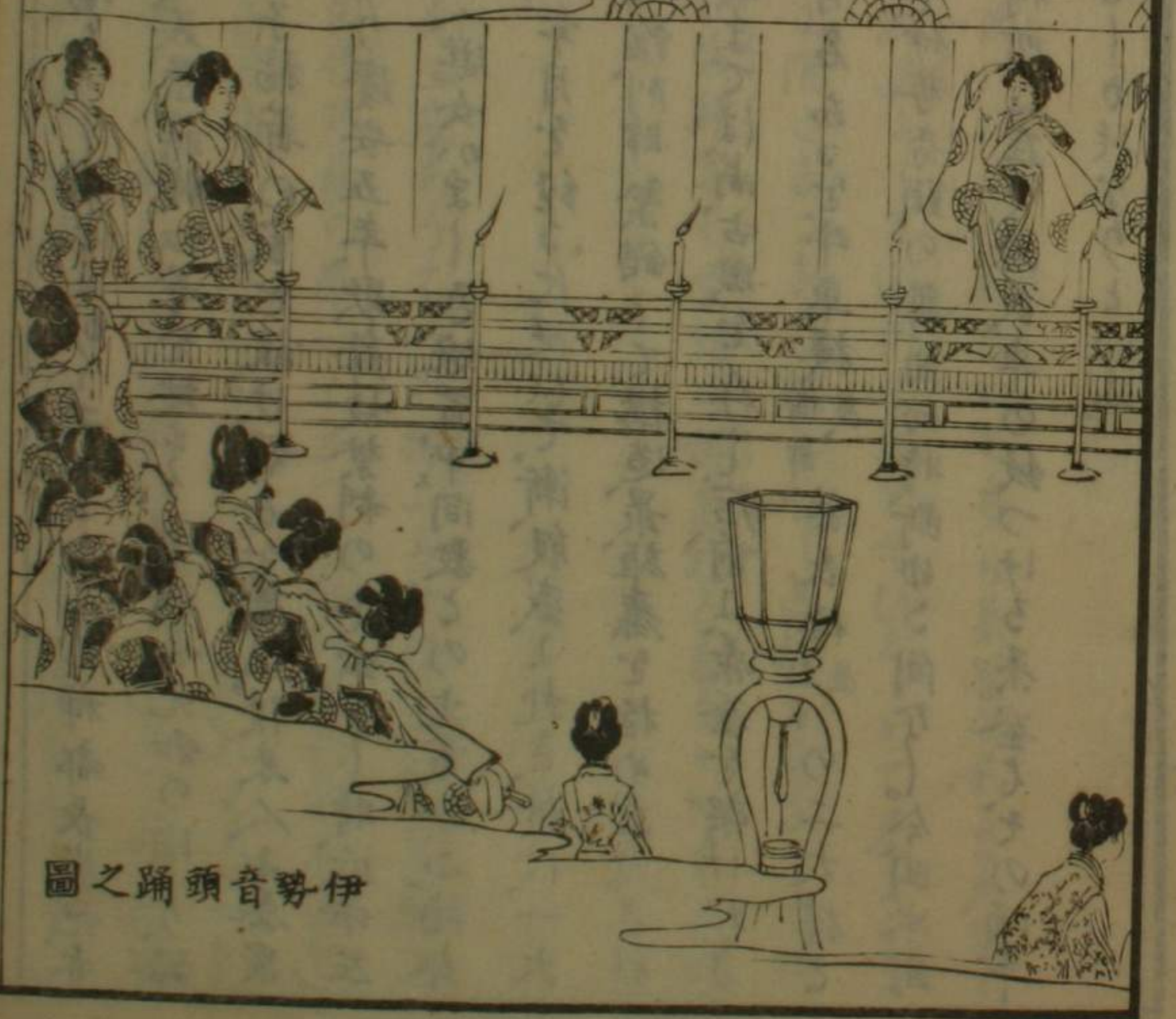
俵町、續ける國道、小一、西、裏、兵、道、塩、屋、道、等、の、小、巷、あり。

上世は都も都も歌垣とて
 春秋に若き男女立ちあがり
 きて音頭をわけ歌舞を
 行いしなりとわき後よハ
 その風俗をいれよとて
 秋のふみ月よのみ月よ
 いられて秋ひ踊る事
 ひかの國を疎め
 この國も伊勢酒
 と唱て其の遠風
 を行ひまを寛
 迎の頃備布屋に主
 人感むる所ありて
 今のおくは仕担みり
 とどこは佳友縁生壁
 の日毎よぶの國なら
 小倭郷より 鈴平路



源
 三

二餘ろ夫婦の者等の
 来て、外宮又鶴の森と
 言ふ者を奏せし古例
 ありて、茲思ひ出でて、一ふ
 るとの境えよとて、儂き
 ニは、かの秋垣の舊りに
 一花を、桜花楼上の春
 色にうつし、都の花は名
 勝を、音頭よおけて、か
 らの少女子等よ、林り
 踊らせて、伊勢宿の人
 ども、れ見物よ供せむとて、
 物ゆかりのなりと、我まき
 を、親客の褒賞せしむる後
 日と、さうわげの舞臺を、こ
 ろろへて、今けいこく、こ
 たらかりませ。



伊勢音頭之圖

往古は貿易の市場ありしゆゑ、かく云へるからむ。神都長嶺記、赤
烏帽子、古中茶女考、美景蔭繪松等を按ずるに、慶長、元和の頃より、路
傍並木の間に、竹、格子揚蔀の家を設け、婦女を養ひ、往來人、小茶果
を供せしむ、濫觴あり。慶安五年、歌舞妓禁制の令出でし時、延命左
兵衛より差し出、遊女がまき娘置申、間敷との文書、今小楠部
小保存せり。夫より、年月を経るに従ひて、漸、殷盛し赴き、終に、一大
遊廓となり、娼樓、酒館、列肆、繁錯して、構造、最雄森を極めたり。され
ども、明治維新の頃までは、尚、古風を存し、店前、茶釜を架けおき
ありとぞ。街中、最有名あるを、牛車樓楠前屋、華表樓杉本屋の二大樓と
す。遊客、常に充滿し、伊勢音頭の舞曲、四時、断ゆる間なく。今、岡本町
大神宮祠前の接待所、在る、源氏車の紋つける茶釜と、その頃、牛
車樓の店頭、不用ぬし、此なりといふ。

長峯三時

酉の時

變化へんげ既すでなかりて、あけ間より、顯色あざいで、多分、茶釜の前より居坐す。
暮色かきの見事みごとさ、殊更ことさらよして、過行くわぎやうの客を呼びとめて、茶をさる
あり。茶ふして、終、酒とあるあり。相多あひた折をりき折をりらみして、情
人も、情人こひびとのかけひ、雲願客うんげんも、雲願うんげんの調菜坊てうさいぼうとある。キヤクとの
門遊かどあそびも、亦、一興。

長盛座

本町の中
央にあは。

此の地乃劇場ハ、元、三座ありて、一、操、二、歌舞妓ありき。新撰
古今役者大全、田舎芝居の第一と立つるは、伊勢の芝居也て、
尤、由緒深し。毎年、正月末より五月までハ、二軒も有れども、一軒
もなきことあり。昔、伊勢の芝居を、藝の志の一場として、是を、
首尾よく勤め、評判よき役者を、京大坂の武番目師と志すこと

やななりと見えたり。今ハ長盛座の一場だけ残り。

岳道 たけみち 本町より東へ通ずる小巷あり。朝熊岳

鹽屋道 しほやみち 同巷の小路あり。二見郷御塩殿より、皇

久世戸町 くせと 岳道へ續ける小巷より、楠部朝熊を経て、島

久世は、布施の横札なるべし。五十鈴川暴漲の時、布施屋を作り

し地ありしゆ急かく云へるあや。太神宮諸雜事記、仁壽二年八

月洪水の條、宇治郷布施里と見えたり。

大五輪 おほごりん 久世戸の北、山

方四尺許、高さ二丈餘の石塔婆あり。周圍は、石壇を設け、鳥居を

建つ。梵字年號等ハ見えざれども、さまで古き物ハはあらず。或ハ

和泉式部の塔といひ、或ハ、文明年中、宇治山田合戦の時戦死せ

し者の靈を祀れる者とも云へり。楠領雜記ハ、此の五輪、楠部小

在りし興正寺の支配おれむ、北畠國司の記念碑あらむと見え

二河山本誓寺 ふたがわさんほんせいじ 久世戸の南へあり。浄土宗鎮西

倉田山 くらたやま 大五輪より、北へ連

山勢、北へ奔り、沙路平坦、恰牛背を行くがごとし。東ハ、楠部中村

の水田を俯瞰し、西ハ、阿加井小塚し、北ハ、近海を望む。亦佳眺也。

金塚 かねづか 大五輪の北三丁許畑中へあり。神の古木

長峯經仲神主 ながのねかへつな 永治元年三月廿三日為一禰

長峯忠満神主 ながのねただみ 建仁元年八月廿七日為一禰

龍池山松尾寺觀音堂 りゅうちやんまつのおみ 倉田山東の尾崎へあり。老松叢立の

往古は、寺觀壯大小して、坊舎、教棟ありし、何の頃より廢絶せ

り。土俗厄落觀音と稱す。毎年二月初午の日も、綺羅絡繹せり。

此の嶺を傳ひて、二見鳥羽街道あり、黒瀬中濱等より出づる道あり。
氏經神事記文安六年六月降

十五日、賈海神態、依大水、宇治、岡仁輪、松尾ヨリ、黒瀬中濱仁出、
於塩合橋南、解繩神事、於行乘舟。

兩池 松尾山の東麓にあり。二大沼をいふ。鹿海、黒瀬等の水田の灌漑に供す。傳へいふ。此の池は、雌雄の犬蛇棲みたりと。

貝吹山 四郎村大字鹿海に屬す。

文明年中、宇治山田戦争の時、軍卒を集むる爲に、螺貝を吹きし所ありと云ふ。此の貝を、バツコと唱へ、楠部満願寺に保存せしむ。享保六年十二月廿日の火災に燒亡し、由、楠領雜記に見えしより。

高照山大林寺 西裏にあり。西山派永觀堂の末刹あり。此の寺、元岳道にありしを、元禄年中、此所に移せりと云ふ。

遊女阿紺墓碑 同寺の境内にあり。江戸俳優三代目阪東彦三郎の建てし所あり。碑面は、増屋妙縁信女、文政十二年己丑年三月九日、俗名をこん年四十九と彫む。但、埋葬地も、久世戸ありむと云ふ。

阿紺を、本町青樓油屋清右衛門 今の旅館白井清榮門 の抱妓あり。全妓の事よりして、宇治浦田町ある醫師孫福齋 院本、福岡貢に作る。 數人を

斬殺したる事を、伊勢音頭戀寢劍と題して、院本よその爲により、世よ名高くなりぬ。俳優者流、此の地を過ぐる時も、必香花を墓前より手向くといふ。

桃山 西裏より南二町許にあり。

古券文書等より、百山と書けり。何の頃より歟。多く、桃の樹を植ゑしより、今の字に改めたり。山嶺は、稻荷社を勧請す。此の地、四方より、脈絡あき、一小丘も、頗、眺望に富めり。花時ハ、處に、假店を設けて、茶を煮、酒を温め、遊客に供せり。

宮比神社 本町の左側に坐す。祭神ハ、天宇受賣命にして、此の地の産土神あり。社の傍に、數百年を経たる古松あり。

中之町 古市町に續ける國道あり。

楠部村所藏の文書、宗隣町、白雲町、延命町等の町名を載す。今の中之町邊の舊稱なり。

寒風里 舊地、詳ならず。寛文初年の刊行に係る伊勢道中記、其の名見えたり。以て想像すべし。

古市町、此の町を過ぎて、中の地藏にかゝる。中の地藏といふも、町の名あり。此の町より、茶屋多きなり。遊女あまのりあり。あやつり見物芝居、此れ所より取り行ふ。是よりめてに何よりて、二町をりりもあれも、寒風といふ所あり。左右に、並木の松あり。むかしより、此所より、人の家居もなかりなり。近幸、あそこ爰、人家も出来にたり。

葛籠石 本町御岩世古あり。

竪、八尺餘、横、二丈餘の巨岩なり。其の状、葛籠に似たるを以て名づく。土俗、尊敬して、注連繩を張り、小祠、鳥居を建つ。所傳、詳から

ず。正保年間、尾州侯より、葛籠石、其の他、奇石を尋問せられしより、其の名、世間より顯き、由勢陽雜記、及舊蹟聞書、宮川夜話草等に見えたり。此の岩の傍に、麻屋某と云ふ割烹店あり。岨崖に樓閣を構へ、風景いとむかたふ。茲に、東夢亭の記文をか。

麻氏園亭記

余十年前、毎登麻氏、花月樓、以其庭狹隘、不得歩、花香月影、間為憾矣。樓在長峯大岩觀音堂之南、隔牆、雜植櫻楓、四時之遊、三春極盛、樓西高爽之地、舊有三層樓、正對熊岳、名曰對岳、宏麗無比、吾社先輩、令清人江芸閣、書長峰第一樓、五宇、揭之、梁間、實非過賞、天保戊戌之災、園鄉蕩然、為墟、越明年起、土木、復舊觀、然未退構、二層也、花月之址、倚崖、架屋、高數十丈、俯視樹杪、平田千頃、山繞水流、宛如軒檻中、物獨以

花月獲名竊為茲樓慊然東距樓下十餘步地勢漸卑而坦
有雪香亭寂宜看花余嘗摘宋學士春風纔起雪吹香之句
名之後閱學士全集不載此詩疑是邦人偽作但以雪香之
名已播人口不及改之墻外林丘荒蕪久矣主人近課園丁
伐荆棘以為遊涉之所更栽梅桃櫻樹若干株築二茅亭焉
一倚石壁之側可以南嚮而坐低簷日暖香風撲衣余聞古
老之言大岩近境有雲溪云歌人咏櫻多用白雲字因合二
事名曰白雲一在平坡前開麥隴菜畦春光澹沲黃翠如織
或有佳人趁蝶相戲名曰菜花即取琴曲雉子之意若夫遊
客雜選溢于樓及三亭設席於地酣飲苔上亦是昇平樂事
行將有三層之舉也余謂主人曰物之盛衰必有其數安知
百年之後此地光景何如余與吾子不能見之聊為之記以

刻于石

時弘化四年春三月

東駿伯頌撰

榮松山寂照寺

本町の左側にあ
り浄土宗あり。

此の寺乃八代目の任職、月仙と號する僧ありき。丹青の技を以
て名を江湖に博せり。今境内なる碑文を左に掲ぐ。

月僊上人之碑

勢州度會郡寂照寺月僊上人碑銘、不肖弟子定
僊替首撰、志州西念寺契圓敬書、勢州僧某書、碑額、
凡有智者必同體、故雖跛行喙息頓動之類、其圓明虛靈之性
未始不恒存、但由迷已逐物、認物為己、遂致三障相織、沈淪無
窮、於是開士出世、設化利生、其途雖殊、其歸則一矣、故不肖於
先師不能無述焉、先師諱玄瑞、號月僊、寬保元年辛酉、生於張

州名古耶，俗姓丹家氏。時關通上人盛唱專念之道，於州之圓輪師甫七歲，投之蘿深，乃命今名師。天性嗜畫，上人初慮其妨道，屢禁之。後知其志趣不凡，竟不復禁。十有餘歲，東遊江戶，掛錫三緣山，以讀書學畫為務。妙譽月大僧正，愛師穎敏，視如弟子。賜號月僊，師因得多與名公巨人交名隆起矣。然師喜任性自適，不以為意，遂去遊京師。居小松谷者有年矣。華頂檀譽現大僧正，屢召見之，禮遇優渥，遂師事之。時勢之寂照，住持闕人者數年，日就頽壞。寺隸華頂僧正謂師曰：寂照雖多，常住然無接俗之累，汝性疎散，不嫻於世務，宜往住焉。若其脩造待緣會之時，可矣。師唯奉命。僧正特授以金欄，僧伽梨。時年三十四矣。既住之後，端居一室，修禪讀書，暇則遊戲詩畫，以自娛。其於畫也，不循古人門牆，別為一家。故善畫之名聞於海內，納潤

筆者接踵而至。師於是竊謂徒曰：昔僧正命吾曰：脩造宜待緣會之時。今緣會矣，豈可少懈乎？乃悉發私篋，鳩工度材，未幾年自山門大殿以至厨庫之屬，奐然一新。較諸舊制，有加焉。又剏轉輪藏堂，起工於寬政庚申之春，告成於享和癸亥之秋。規模壯麗，瞻禮者莫不起敬。蓋以三藏法文，乃諸佛慧命之所存，故師最用力焉。又託五百金於郡尹，以預充寂照脩繕之費。師於是喜曰：吾脩造之志遂矣。文化乙丑春，妙法院法親王謁內外兩宮，日車駕臨於寂照，賜手書榮松山三大字，以光門楣。同年冬，因郡尹請，上千五百金於官，以其息錢賑郡民之無告者。有命允之。戊辰春，有疾，至冬大漸。師自知不起，盡頌畜財，與徒弟僕從、俾弟子侍側者，遮讀法華般若等諸大乘經，語不及世事。垂終誓曰：願我生、為觀世音菩薩眷屬，脩行六度，利益衆生。

言訖泊然而化實文化六年己巳正月十二日也世壽六十九
法臘五十四葬於當寺藏堂之南師夙留心禪法夜坐率至二
更真積力久遂得徹淵源故多寓玄旨於詩畫昧者譏其用心
小技豈知言哉脩多羅所謂菩薩得世間工業處智以小方便
獲大財利饒益無量衆生者師近焉不肖事師最久受恩最深
又忝繼席寂照故不顧蕪陋畧叙其生平履歷勸諸貞珉繫之
以銘銘曰

懿哉吾師 妙悟天真 真光發現 丹青通神 毫端如幻
萬象斯陳 六法具備 爲世攸珍 營構梵宇 奕奕重新
檀度所暨 救厄賑貧 此界緣盡 他方作津 追想音容
何勝哀呻 茲綴蕪詞 以貽無垠 欲知師行 請于斯珉
文化七年歲次庚午九月十二日建

御蔭神社

本町より、左に折きて、中村に至る道の左に坐す。土俗、盗人八幡と云ふ。

元祿勘丈に御蔭神社末在楠部村西長峯山東社當時中絶鳥居
高六尺八寸廣五尺七寸社地廻二十四間四尺と載せ建久年中行事
二月十二日春季次日神態の條に刀禰祝部等引率宇治岡山路
饗行向道祖神祭祀とあるも此の社乃事あり八衢やうまたひ比賣命ひめのみこと久那斗神くはしのかみ三座を祀るふよりて後世誤りて八幡社と稱
す又盗人といふも道祖神を道陸神といふより訛傳して盜賊
神といひあらざるべし荒本田氏經神まの神事記永
享十三年二月春季次日神態の條に刀禰祝部等盗人神參饗祭
と見えたり古くより此の稱ありしを知らべし近年舊を復して
御蔭神社と改めたり

陽田片岸

御蔭神社の前より、中村に至る道の古名あり。土俗、比賣といふ。

往古勅使奉向の時も此の道より中村井面河原より出で岩井田
山を経て参宮せられたりき。此の事、太神宮諸雜事記宇治岡の所
引用す。及、園大曆勅使部類記等に見えたり。

牛鬼洞同所東の尾
崎あり。

洞口東より向へり。深さ五間許。其の奥土崩きて入ること能はず。
水銀など堀採せし跡もや。むらゝ、此の洞も牛鬼といへる怪物
棲居て、往來の人を悩まし、由、牛鬼物語と云ふ物も記せり。固
より虚妄の談あり。

櫻木町中之町は續ける国道あり。本
町も御料局度會事務所あり。

浅間神社本町左側は坐す産土神あり。祭神ハ、本
花間耶姫命は坐す。境内、櫻の大樹多し。

名物太閤餅本町の南端は、餅を驚
く家軒を並べたり。

相傳ふ。豊臣秀吉参宮の時、これ餅を賞美せらるゝより、かく名

づけたりとぞ。

浦田坂櫻木町より、浦田町より下ろ
坂道をいふ、浦田町は屬す。

土俗、牛谷と稱す。彼の牛鬼の事より附會したるもや。近年まで、於
鶴、於市と唱へ、三絃胡弓を弄し、往來人の投錢を乞ふ者ありき。此
の坂、古も、岩路峻嶮として、繞ふ、人馬を通せしを、延寶二年八月、一
禰宜荒木田神主氏富、數百金を擲ち、兩傍を開鑿したる由、蟄居記
談に見えたり。其の後、享和年間、古市町より山田某、再改脩して、今
の道路となせり。坂の下より、右へ出で、山の間を分けて、宮崎より出
づる小路あり。寶治元年遷宮記九月十四日の條も、辰剋許、總官依
三日御故障、退出し、自浦田、西路令歸、岩出殿給とあるも、この路を
云へるなりしべし。

間あいの山節やまぶし尾上坂、及浦田坂も
て唱へし歌あり。

往古僧行基の両宮と奉詣せし時、世人も無常を示さむとて、唱歌教首を綴り、比丘尼ふうたらしむが初あり。寛文延寶の頃、両間の山尾上坂浦田坂の路傍、小屋を作り、女ハ紗綾縮緬を纏ひ、三絃を弾き、男ハ編笠を被り、籠を摺り、子兒を踊らせ、錢を乞ひき。其の諷小歌いと哀よして、文句も能く聞きかけられしよし。神都長嶺記等小見えたり。此の歌を院本などに挿みて、今小間の山節と稱す。山東京傳の著る二見の仇討といへる書も、僅に一首を載せたり。左に掲ぐ。

あになみざをそへよとわ。ゆふべあしとせうねの聲、ぢやくめつ為樂とひげども、きいて驚く人もな。のぐよりあれたのともとてえ、けちみやく一ッ小珠教一色ん、これがめいどのやもとなる。

瀧倉社

浦田坂より西南三町許、瀑布あり。其の傍もある小祠あり。土俗、早魃の時、雨を祈る小靈驗ありといふ。

太神宮儀式解、及神名略記抄等も、皇太神宮末社葦立豆社の舊趾ありよし見えたり。されど、神宮典畧も、同社ハ磯部道ある足神ありて、此の地ハ非ざるよし、誤いへり。其の説、是も近し。

浦田町

坂の下なる國道あり。東ハ葦屋舗新屋舗。西ハ溝世古等の本町ハ属せる小路あり。

猿田彦神社

本町左側、二見氏の構内ハ坐す。同氏ハ、世々、宇治の土公と稱せり。猿田彦大神の裔孫太田命より、系統連綿として、今に至るといふ。

檜尾

本町の西ハ當れる山をいふ。

往古ハ、此の山ハ、檜の大本、多くありて、神宮造營の時、心御柱を奉伐せし事ありしよし、宇治土公家引付も載せしり。

大浦田沼

本町の北、字長澤沖ある。深田の古名あるべし。

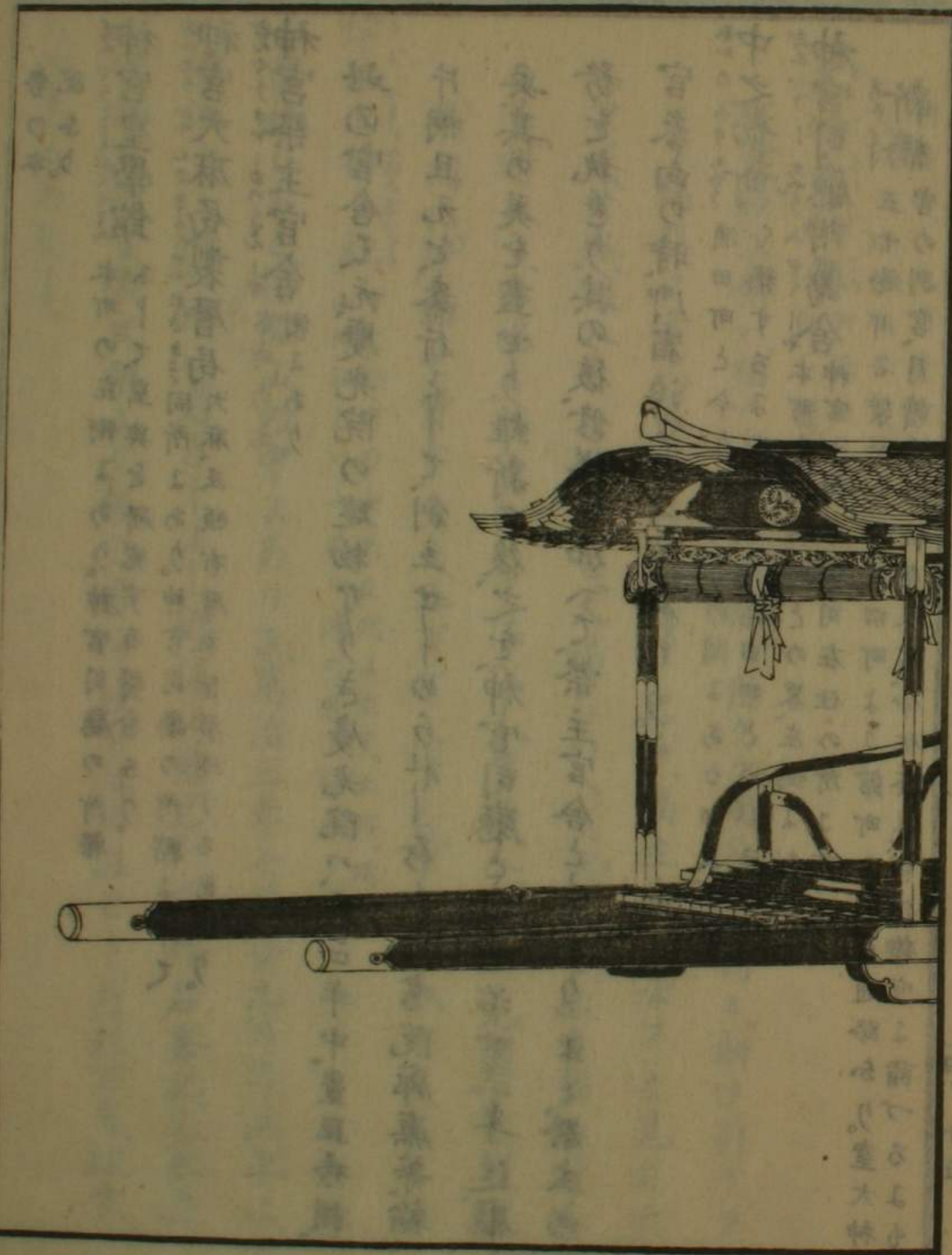
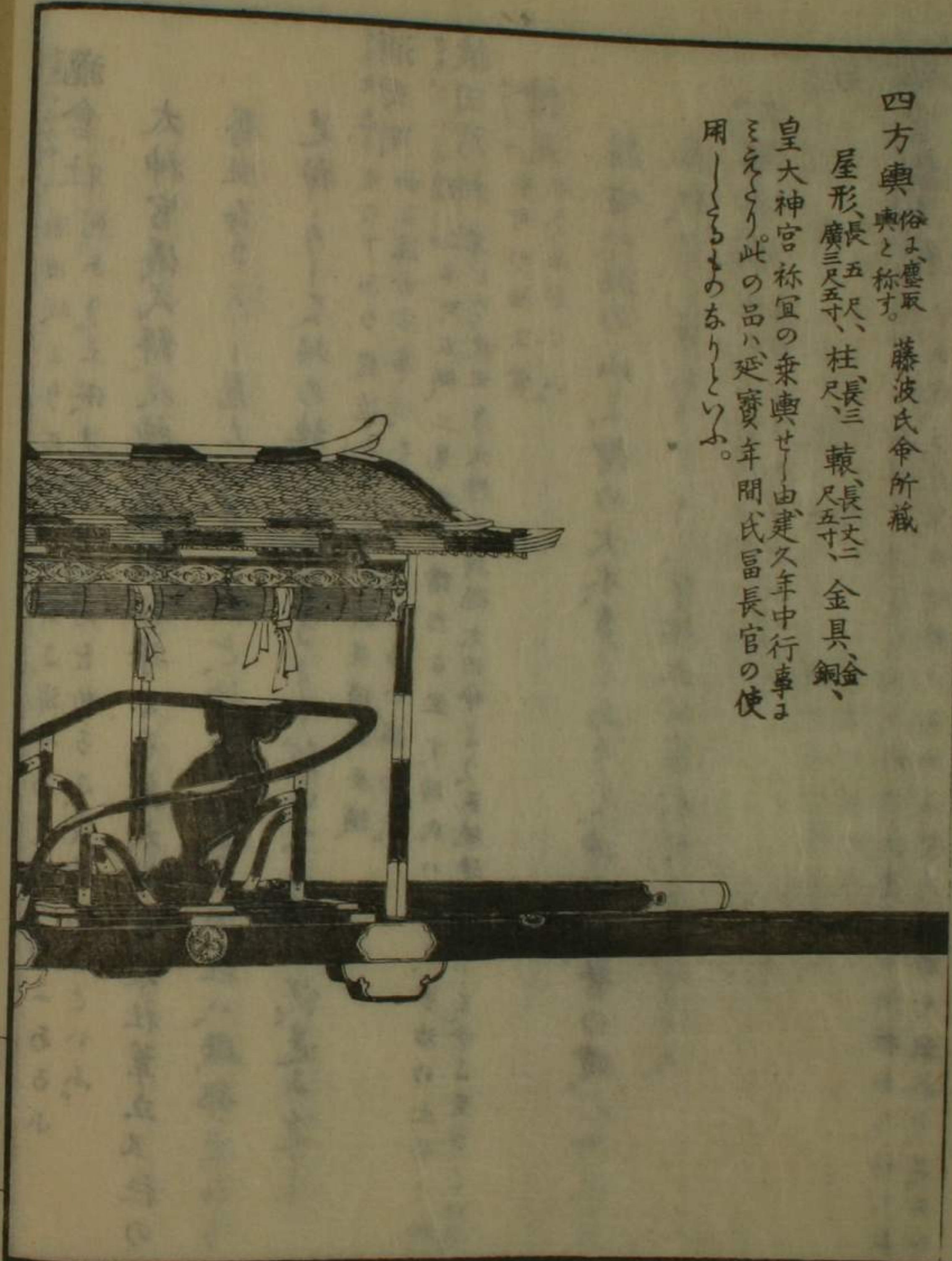
姫小川

西の山より流れ出で、浦田の中央を貫き、五十鈴川ハ注ぐ小川をいふ。石橋を架せり。

神宮教本院

本町の右側ハあり。當院ハ、神宮教管長の所轄あり。神宮教ハ、本院を、東京、及伊勢の兩地ハ置き、教務を執れり。是、即、伊

四方輿 俗に、臺取
輿と稱す。 藤波氏命所藏
 屋形、長五尺、柱、長三
 尺、廣三尺五寸、轆、長丈二
 尺五寸、金具、銅、
 皇大神宮祓宜の乘輿也。由建久年中行事
 云々。此の品は延寶年間氏富長官の使
 用しつゝのものなりといふ。



勢の本
院あり。

神宮皇學館

本町の左側あり。神宮司廳の所轄
本町にて、皇典を研究する費舎あり。

神宮大麻局製曆局

同所あり。神宮司廳の所轄よりて
大麻、及頒布曆本を製造する所あり。

神宮祭主官舎

本町の右
側あり。

此の官舎も、元慶光院の建物なりき。慶光院ハ、天正年中、豊臣秀頼
片桐且元を奉行として、創立せしめらるり。所かり。書院廊廡等輪
奘、其の美を盡せり。維新の後、之を、神宮司廳とし、明治廿三年迄、廳
務を執まり、其の後、修繕を加へて、祭主官舎としたり。年々、祭主の
官参向の時、御宿泊も充つる所なり。

中之切町

浦田町と今在家町との間あり。ゆゑ、か
く稱するもや。古くは、岡田町といひき。

神宮司廳附屬舎

本町と浦田町との界、左側あり。
神宮司、權官司在在の所も充つ。

新橋

五十鈴川に架せり。中之切町より、館町に至る通路あり。皇大神
官の別宮、月讀宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈美宮、伊雜宮も詣づるも、

朝熊岳、二見浦等へ行くも、
此の路を取るを、便とす。
名物赤福餅 餅を齧る家あり。

埃囊抄小餅ハ、福ノモノナレバ、祝ヒ用ウル歟。又、二人向ヒ、餅ヲ引キワ
ルヲ、福引ト云フ。又大裏ニハ、餅ノ名ヲ、福生藥ト云フと見え
タ。又、世俗、餡入きたる餅を、大福といへり。然れども、赤き餡つけぬ
る餅故に、赤福と稱へたるが依べし。塵頭人、常小充填せり。一箇
年間に、砂糖を費すこと、五万斤も下らずといふ。

宇治山神社

中之切町の中央左側坐す。土俗、岡田
山神社といふ。此の邊の産土神あり。

當社ももと、神路山の中よりありき。萬治三年七月廿九日の洪水に、
漂流して、此の所に着きしよし。郷談も見えたり。神名畧記、文永遷
宮記、太神宮儀式解も、那自賣神社を、此の社としたり。たれども、徴す
べきものなし。

今在家町 中之切町と續ける國道あり。もと茶屋町といへり。

舊蹟聞書、近古まで、不動堂より大橋の邊まで、町家のある所は、河原まで、今不動堂より西へ入りたる小路ハ、却りて、始の大道あり。故に、此の間二丁程を、今在家町と稱し、右き年寄の居宅等ハ、おきなりとあり。されど、往古ハ、五十鈴川、今より西を流き、なごべし。倭姫命、御船の泊りし所ハ、津長神社を建て給ひし故事あり、能く叶へり。

津長神社 本町の小巷、宇畑町の西二町許、山の尾崎とあり。皇大神宮の攝社あり。

倭姫命、大御神を、五十鈴宮小鎮め奉りし後、志摩國の浦々を巡行して、大御神の御贄所を定め給ひ、淡良岐島、伊氣浦等を経て、江の湊より、五十鈴川を洩り、大宮と還り坐し、時御船を止めさせ給ひし所あり。

太神宮本記

還幸行、其御船泊留在志處乎、津長原止號支、其處ハ、津長社定給支、

皇大神宮儀式帳
津長大水神社一處 在、宇治、

稱、大水上、兒栖長比賣命 形石、坐、倭姫内親王、代定、祝、

正殿一宇 長六尺、廣四尺、高六尺、 玉垣一重 四方各二丈、 坐地三町

四至 東、道、南、西、北、山、

延喜式太神宮所撰千四座
津長社 大水上、兒、在、宇治、郷、

二神態、津長社供奉、如、昨日、饗土、二本櫻下、經、津長、參、役人

幣、立、置、手、水、鋪、設、等、如、昨日、詔、刀、讀、進、向、西、

官本引く津長の系代奉の寄心もどけぬ路をこそ見れ 元 長

大水神社 津長神社の南に坐す。皇大神宮の攝社なり。
城内、甚狭少なりども、楠の大木蟠屈して、千古の風致を存せり。

皇太神宮儀式帳より社域二町五反、永祿勘文より社地廻二十四間とあるを見れば、中世人民の押領せしを知るべし。

皇太神宮儀式帳
大水神社一處 在宇治郷

稱、大山罪乃御祖命 形無、同内親王定祀

正殿一宇 長六尺、廣四尺、高六尺 玉垣一重 四方各二丈

五段、四至 東、道、西、南北、山 坐地二町

延喜式太神宮所撰二十四座
大水社

神名祕書
大水社、大山罪乃御祖也、在宇治郷

林崎文庫 今在家町の西端の小巷より登ること一町許の山の半腹あり

創立年月詳ならず。舊丸山に在りきと云ふ。貞享三年、幕府金を賜ひて、修繕せしむ。元禄三年、故ありて、今此地に移せり。天明年中、權祢宜荒木田神主蓬萊尚賢、僚友と謀り、書庫、講堂、塾舎等と建て連ねたり。現今、神宮司廳の所轄に属せり。藏書ハ在米數萬卷あり

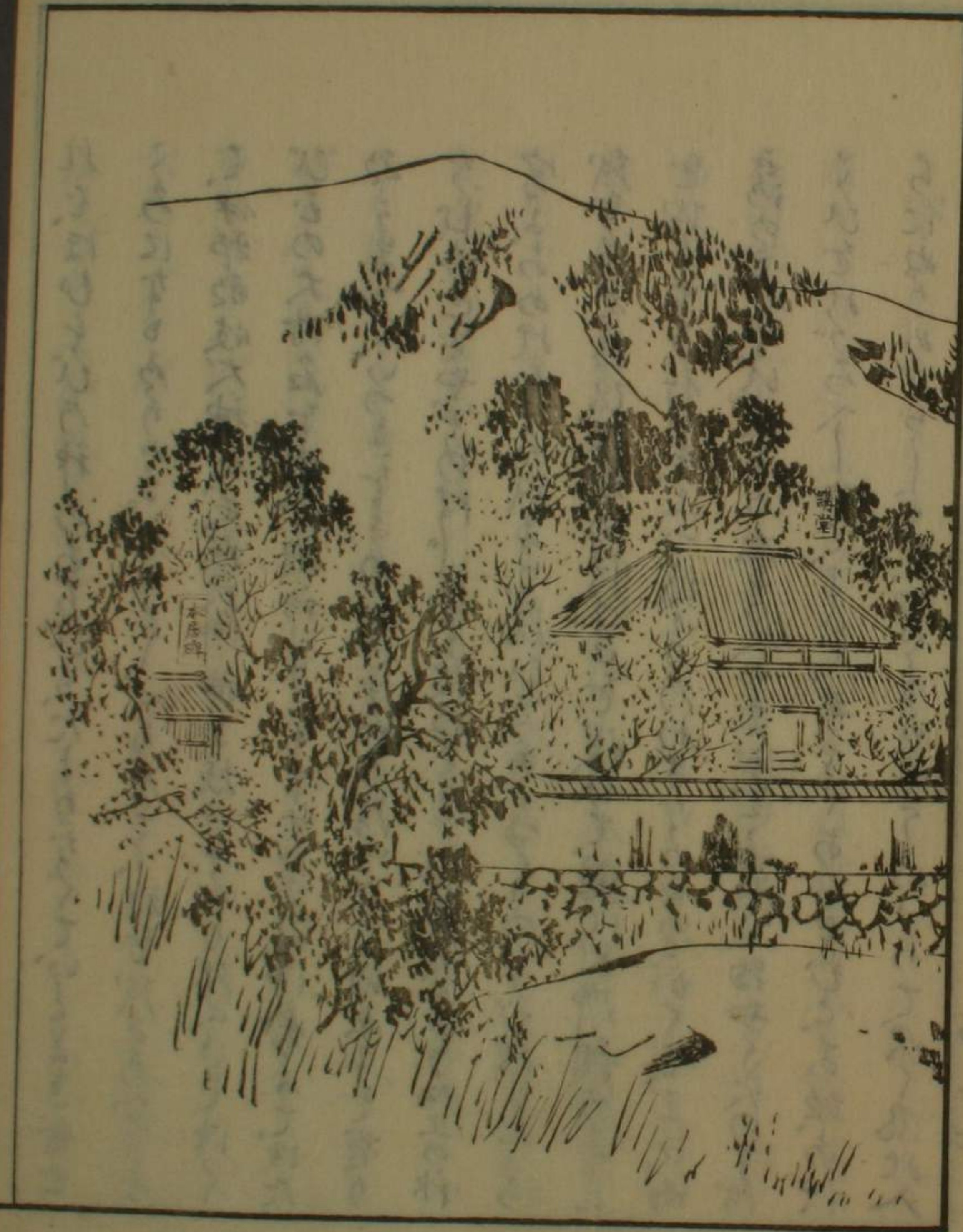
に、猶珍籍奇書を廣く、天下に求めしむば、獻納する者どもありて、年々月に増加す。前庭ふも、多く、櫻楓を植ゑたり。鷲嶺、鼓岳、桐嶺、島路、神路、朝熊の峯巒、三面を圍繞し、一方は、楠部、中村、鹿海等の村落、遠近に顯れ、五十鈴川の清流を、其の東麓を、紫田、恰、青蛇の奔るがごとく、四時の風光、いとむらさなり。文人墨士、此、常々、杖履を容う、一勝區なり。

歌枕名寄
はやし崎舞をぞいりて通るべき鼓が岳を打ち詠めつ 長明

文庫創立碑 一ハ、南庭あり。本居宣長の撰文、屋代弘賢の書なり。一ハ、北庭あり。柴野邦彦の撰文、淺野長祚の書なり。

林崎ゆみぐらの詞

はやし崎に文庫も昔、鴨長明がまことではいふごとく、過ぎがてりゆきふれたるごころ。度會、縣宇治郷大御神の宮のべらうくて、や、里はふさ、山がさかきて、本立も、まにまにさきてあ



林崎文庫之圖
井徳生田寛写

れむ、ほむとび乃神のあらびも、たよりなくていとよき念ご
ころになもありたる。そむくぐらたて、材を浅さめおくる
て、伊弉那岐大神の、天照大神神を換けまつり後へりし所く
び玉の大神名を、伊倉棚神ともやすなるハ、伊倉とめてはた
ねうまつて、いつきをよめおきまつり後へりしゆえまを有り
らむ。お遣をや、そのほづめとはいともあり。然あきて、石上の神
宮よ、あめれむぐら、浅めて後ひて、まろくくのうづれ、たうら
浅をさる後ひ、大蔵の浅くさを設けて、國々神調のあら
を浅さめらけりも、上つ代より乃わざなりたる。かくて、まろ、雨
を浅のこなり。ば、垣あるぬまへのまろをふせぎ、物やく火のまろ
まひをせ、ろへへめて、まろく、平々くあらせむと、高垣、あは
らにぬりぬぐら、くき、か、く、のにさ、か、あめて、ぬく、ぬ、入

ろべきまろ、記まもなきかま、も、中つ世よりの事、まろ、に、く、後
有り、ぐら、く、く、み、ゆ、み、と、い、ま、た、う、ら、は、軽、富、の、あ、き、ら、の、宮、れ
大神世ふ、くだら、より、も、ろ、う、の、園、の、を、傳、へ、て、貢、り、し、り
あり、を、め、て、何、ま、よ、く、よ、み、な、う、ひ、か、ら、ひ、る、れ、あ、く、に、く、こ、ま
き、す、記、ま、ま、て、く、これ、で、大、の、天、の、下、れ、底、実、神、寶、を、あ、ろ、う
へ、も、い、や、ま、は、又、あ、ら、ま、く、ほ、き、い、げ、の、た、う、り、に、あ、も、あ、り、り、家
を、神、の、伊、倉、の、さ、記、く、ひ、る、る、の、も、大、れ、あ、み、倉、の、ま、け、の、た、ふ
と、く、お、ひ、う、き、事、ま、よ、げ、の、大、宮、の、つ、う、さ、く、も、四、里、人、も、ま、な
び、よ、み、て、は、大、伊、國、の、た、さ、う、に、も、い、と、う、す。外、つ、國、の、く、ま、く、の、も、
事、け、く、ら、び、い、ろ、く、見、わ、り、し、あ、る、は、その、ゆ、り、あ、る、あ、ら、か、ら
べ、み、て、よ、き、浅、ま、り、神、の、浅、う、げ、れ、ま、く、ま、を、を、思、ひ、し、
神、と、い、お、へ、今、の、ま、れ、あ、ら、ら、え、な、む、ま、あ、く、を、さ、い、び、く、な

も、里のむらう乃たき人のがこくたきてありされば、今よ
わば、集めそくは、八百萬、万巻とありたらうして、棚板も、
たろしく、に、横山のごと、いや、積まなぐて、倉の内、どこ、納せきまで
多く、たひたうまく、か、う、世中、書たふとば、むんどもは、
思ひ、いれ、も、ま、あ、く、佛、ぶ、み、を、く、れ、ち、て、山、路、の、か、ら、れ、又
み、つ、う、ら、ゆ、り、た、ら、む、と、く、て、な、か、さ、ま、の、お、ま、れ、い、さ、う、け、き、
また、も、た、て、ま、つ、を、を、あ、あ、む、べ、の、つ、を、う、う、て、れ、す、き、り、し
後、田、毘、古、大、神、も、み、ま、後、い、て、學、び、の、み、ら、び、き、ま、後、い、て、む、
其、の、書、も、常、常、堅、磐、に、く、ま、さ、ず、う、せ、び、て、神、の、内、里、の、そ
こ、だ、う、ら、み、ま、う、ぬ、と、水、き、世、ま、で、に、傳、り、あ、む、物、を、也、林
のみ、ま、の、け、き、い、い、あ、る、も、は、の、あ、ま、ら、れ、す、け、の、た、ふ
と、さ、に、む、う、さ、天、の、の、こ、と、を、や、い、ふ、年、の、十、月、の、廿、八、日、あ

万理やのれ日

中居宣長

林崎文庫記

典籍之藏其盛者漢曰石渠天祿白虎蘭臺魏曰祕書中外
三閣梁曰久德華林隋曰修文嘉則唐曰麗正修書集賢宋
曰崇文三館祕閣太清慕以爵祿金帛校以鴻生碩儒採訪
有使修繕有局其富者溢三十萬卷其夸者裝以錦標寶軸
其嚴者署以宰輔名銜可謂盛而慎矣然而不二三傳散逸
流離靡有子遺嗚呼錄藏之難以天子之力而不能保數世
之後焉豈物之聚散有數乎抑所以處之不得其方也權禰
宜荒木田神主蓬萊君尚賢與其僚友謀修林崎文庫將募
天下異書以守之夫天子之力所不能者君等欲數人之力
以能之難矣哉吾不知其將何以成而何以守焉曰是不難

也將天下之力以成之而天子之力守之焉昔之神泉雲林高陽池館非不宏麗而堅固也而今安在哉洳呂大澤廣澤蕪然野池耳且千世而不失尺寸何者私之己則以天子之力而不足公之人則匹夫之力有餘焉且夫先哲所以立言垂後亦何心哉非欲與天下後世公同共知乎人之驕吝欲夾一能以傲天下矣欲己獨知而人皆不知矣遂取先哲公共之器以成一己傲物之私矣其尤陋者至于一禽一木之名義寶惜如金冊玉牒之祕以要重精是以載籍之傳日狹自國史政典之崇既殘缺無全恭惟天祖神皇開物成務之道聖帝明王治國愛民之猷所以踰五帝而媲三王者幾乎蕩滅其可不哀哉今蓬萊君等有病于此其募購凡以異典來者欲觀其藏則許欲就學者有館以待能一持畸冊零本

來者雖子孫之遠待之如一日夫城市之居水火不虞遷徙無常其藏之家孰與寓諸此之為子孫慮之長則是為天下學士大夫外府為其子孫守也誰不願來而相與戮力合誠而成而守之哉是以不以爵祿金帛而集不以鴻生碩儒而完不以宰輔署銜而嚴苟繼而主者能循其規制則吾將見其藏日富三十萬未已而其守且千百世愈固先王寶典賴以不墜矣文庫舊在宇治鄉圓山不詳創其何年貞享三年源大將軍有德公賜金若干葺繕元祿三年後林崎今蓬萊君等造齋館數十楹其傍背靠鼓岳而面仰朝熊揖神路島路西行菩提諸勝於左右亦所以使學者怡性起倦息焉遊焉也

天明五年六月

讚岐柴邦彥撰

講堂額 林崎文庫の四大字を彫る。林信篤の筆あり。

孝經碑 西の岡にあり。東江源鱗の書あり。

五十鈴川 宇治川とも、御裳濯川とも、大川ともいへり。

此の川、水源二派あり。一は伊勢志摩兩國界ある逢坂山より出で、皇大神宮之域を貫き、一は神路山より出で、龍が嶺大瀧、小瀧の漢流を受け、ともに落合河原に至り、一道の大河となり、今在家中之切、浦田等の東に沿ひて北流し、鹿海に至りて、朝熊川を容れ、又二派に分れ、一は三津江村、松下等を経て、二見浦に注ぎ、一は汐合小浜り、下流を勢田川を合せて、海に入る。長さ、大約四里、濶さ、六十間なり。此の川、二源あるによりて、五十鈴川、御裳濯川、乃別をなす説あれども、非あり。大神宮所鎮座以前より、五十鈴川といひ、倭姫命御裳を濯ぎ給ひし故事より、後、御裳濯川といふなり。されど、一

川二名ありと知るべし。

因云々。御裳濯川堤坊脩繕等の時、神三郡の人民は裸役する舊例ありき。此の事、氏經神主廿日記に、多く見えたり。

因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮。

于時河際 仁志 倭姫命御裳齋長計加禮侍 於 留洗給 利倍 從其

以降號御裳須曾河也。

延喜式齋内親王參三時祭禮條
太神宮諸雜事記
十七日、參太神宮、視御裳洗河。

天曆七年九月、神服、神麻績、二機殿、例貢、神御衣、調備、參之間、五十鈴川、俄洗岸、洪水出來、往還不通。

同書
長曆元年、月日、中 抑造宮使為信、以鈴河山之木、内宮御垣

外院、殿舎等之材、木仁造、天、或所曳置、或宇治河仁流寄了、
江家次第公御勅使條
參太神宮、至御裳濯川、行被。



皇大神宮御造營
用材川曳之圖

建久年中行事六月次第條

齋内親王御參宮之間次第事先御被件御被所自御裳須曾河渡瀬上自龍祭御前北中間自河東也

本朝年代記

一後深州院建長元年三月廿日伊勢御裳濯川水一日一夜

如紅

氏經日記

一應宣

可早任先規傍例致催促沙汰伊勢國神三郡内佐奈十一郷御糸六十六郷太神宮御裳濯河堤坊役河籠米事

右件在く所内宮河籠米事任先例遂催促沙汰急速可令致御裳濯河損失之修治之狀所宣如件以宣

享徳四年四月五日

禰宜正四位下荒木田神主満久

以下神主九員の連署之を畧す

康永參詣記

二見浦

中畧

皇女此の浦より御舟よめして川をのびりに

渡御ありけるよ御裳のすそを御舟よりあまりてぬれさせ給ひたり故に御裳濯河とあづく此の河此をとり山あり神道山となづく一の河あり五十鈴河是也

天降る五十鈴の河の瑞籬乃ふりぬる世に八神やあらむ

此の五十鈴河も大宮と風宮との谷あひより流き出で深

山木のこだかき陰よ落ちくる水音誠ふ心細し

後拾遺集

君が代もつぎとを思ふ神風やみもを川のすまむ限を

民部卿經信

新古今集

きみが代もつぎとを思ふ神風やみもを川のすまむ限を

匡房

同

神風やみもを思ふ神風やみもを川のすまむ限を

俊成

御集

のみ風やみもを思ふ神風やみもを川のすまむ限を

順徳院

月清集

君が代もつぎとを思ふ神風やみもを川のすまむ限を

後京極

同

み事も何うまらきいそ川流らぬ世に八神やあらむ

兼好法師

壬生二品集

續後撰集

ちりから曇もあはれ神風やいそ川原の花の流は

家隆

同

我が末の絶えずまなむいそ川原は深めて清き心

太上天皇

續千載集

いそ川神代は流転とめて今も曇らぬ秋のよの月

為家

風雅集

いそ川神代は流転とめて今も曇らぬ秋のよの月

伏見院

新千載集

よぐみも又まらむいそ川流の末は神のまみ

太上天皇

元享元年北御門歌合

わぎも子がみもを川の原まきつる君をみつる梅をわ

祭主輔親

建武元年度會朝棟亭會

いそ川神代は流転とめて今も曇らぬ秋のよの月

度會盛行

新葉集

照一とよみもを川は流む月も濁らぬ浪の底のゆを

大中臣宣通

同

五十鈴川軽む心も濁らぬをなど流の終もむらむ

後醍醐天皇

夫木抄

いそ川神代は流転とめて今も曇らぬ秋のよの月

祥子内親王

續門葉集

いそ川神代は流転とめて今も曇らぬ秋のよの月

定家

通海

四ノ二十五

御裳濯川

林春信

梅洞詩集

漾々溶々河水深、倭姫遺躅欲幽尋、御裳濯濯清如許、一點

緇塵不肯侵

五十鈴川、月

同

五十鈴川上、金波洗、點塵、水天同一色、請看、月分身

御裳濯川、月

同

倭姫對、婦娥、川上仰、天闕、御裳濯、無塵、一身清似月

五十鈴川

賴襄

山陽遺稿

平地生、雲氣參、天、疊木陰、万年神在處、兆庶子來心、此水流

今古、何人測、淺深、姦雄欺、裔胄、不遁、大陽臨

栲幡皇女墓

五十鈴川の邊ふるよ、正史よ見

栲幡皇女ハ、推足姫皇女とも、白髮内親王とも稱す。雄略天皇の

皇女よれこして、第五代の齋宮よ坐す。阿閉臣國見の讒により、
冤罪を蒙りて、縊死し給ひき。或も云ふ。捕都の皇女森ハ、即其の
舊趾なりむと。

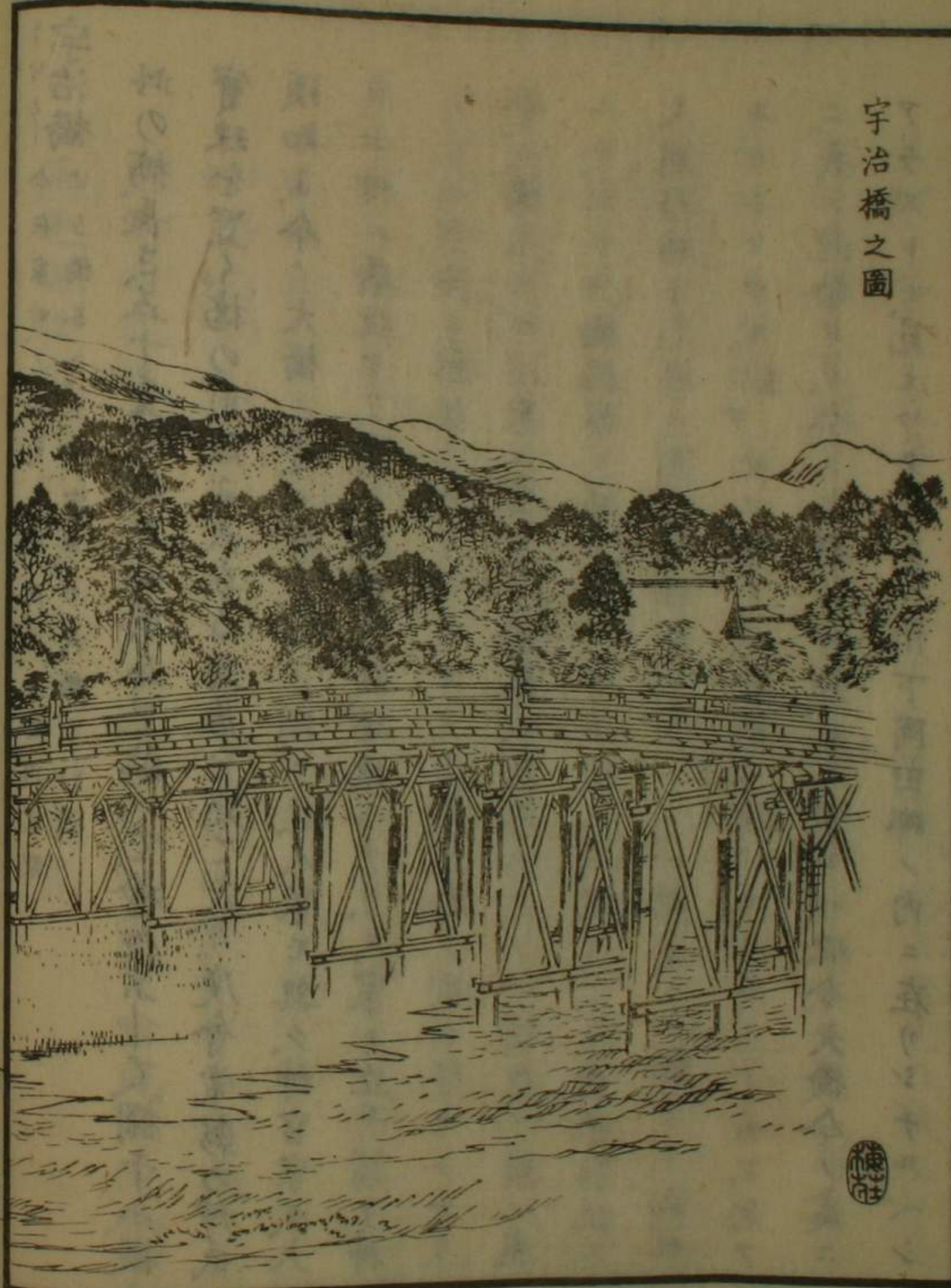
日本書紀雄略天皇條

三年夏四月、阿閉臣國見更名磯、潜拷幡皇女與湯人廬城
部連武彦曰、武彦奸皇女、而使任身湯人廬城、武彦之父、枳莒
喻聞此流言、恐禍及身、誘擧武彦於廬城河、偽使鸕鷀没水
捕魚、因其不意而打殺、天皇聞遣使者案問皇女、皇女對言
妾不識也、俄而皇女賣持神鏡詣於五十鈴河上、伺人不行
埋鏡、縊死、天皇疑皇女不在、恒使聞夜東西求覓、乃於河上
虹見如蛇、四五丈者、堀虹起處、而獲神鏡、移行未遠、得皇女
屍、割而觀之、腹中有物如水、水中有石、枳莒喻由斯得雪子
罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮。

宇治橋

今在家町と神苑との間、五十鈴川に架
せる橋あり。土俗宇治の大橋といふ。

此の橋長さ五十壹間、濶さ四間あり。總べて檜作ありて、欄干も、擬
寶珠を置く。橋の前後も、大なる鳥居を建てたり。度會常彰の神氏
須知も、今ノ大橋ノ邊ハ、昔ハ、川ノ洲ニテ、人家モ無ク、神官家モ、大
半、中村ニ居住セリ。其ノ後、川ノ洲、平地トナリ、人家モ立チ續キ、神
官家モ、宇治ニ移住シヨキニツキテ、大橋ヲ、今ノ處ニ架セシナリ。
昔、大橋ノソノバ川原ニ在リシ證據ハ、先年、今ノソノバ川原ノ橋ノ處
ニテ、大ナル橋杭等ヲ堀リ出シキト言ヘリ。然ルニ、士佛參詣記ニ、
又、瀧祭神トテ、河ノ洲崎ニ、松杉ナンドハ、一村立テル計ニテ、御社
モマシマサズ。○中北ヲ望メバ、長橋ハ、流ヲキル有リト云フ。思フ
ニ、夫ノ瀧祭ヨリ、今ノ大橋ノ方、即北ニ當レバ、假令、大橋、今ノ處ニ
アラズトモ、見エワタリタル川下岡田郷ノ内ニ在リシナルベシ



宇治橋之圖



と見えたり。此の橋、往古ハ、假小、岡田郷の中央より、東岸ある岩井
 田山小架たり。永享六年、足利義教寄進の時、今の所に移し
 て、堅牢なる大橋と為志し、爾來、朽損の度おとに、幕府よ
 り造營する例規ありき。近年、神宮司廳の所轄に属せり。

因ふ云ふ。大橋造營の度毎に、渡始の式あり。先皇大神宮祿宜政
 所公文家司等、橘姫の社に参着して、祭事を行ひ、大麻を、北側、西
 より第二番目の擬寶珠の中へ納む。かねて、度會郡の人民よて、
 三夫婦揃ひ一者を撰み置き、其の祖母を、渡女と稱し、小袖練袴
 小被衣かきこを著せしめ、祖父を、渡男ワタノヲと唱へ、素袍烏帽子を著せしめ、
 祭事の終るを俟ち、前後、行装を整へて、橋を渡ら志むるあり。

河崎氏年代記
 永享六年甲寅内宮大橋、自普光院足利義教公殿有御渡、奉行御炊大夫
 元秀

大國士豊畫
 文政度宇治
 橋渡り初之圖



梅屋錦馬



松木氏年代記

天正十九年卯辛關白殿ヨリ、内宮宇治橋、并不動堂、建ス。

同書

慶長九歳、内宮大橋、鳥居橋、姫橋奉行、雨森出雲守、安養寺善兵衛

天栗菫零記

明應四年八月八日、五十鈴御裳濯之兩橋、并人家五十餘宇流失。

饗土橋姫神社

宇治橋の西詰道の右側、坐す。皇大神宮の所撰なり。

舊蹟聞書云、慶長九年、宇治橋造替の時、山城の宇治橋、倣ひて之を建てしよし見えたり。然もとも、文明九年の氏経日記云、既に橋姫御前社の目あり。されど、其の以前より稱し来りしありべし。案ずるに、建久年中行事二月十二日神態の條云、津長社供奉如昨日饗土、二本、櫻下、經津長參とあり。今、此の社域、櫻の大樹存せり。古道饗の祭場ありしこと、論なし。

氏経日記文明九年四月廿八日条

大橋之橋、姫御前社奉造替、就其為橋祈禱、十人禰宜、中申、十万度之御被勤仕。

網受

宇治橋の下、長き竹竿の頭、糸網を張り、往來人、投錢を乞ふ者あり。之を網受といふ。古くハ、圓上と稱せしよし。

原時芳筆記

織田平信長没落後、家臣鳥屋尾左京と申者、當所ニ来住、傍輩之浪人も、其縁を以、諸大名ニ奉公ニ出、又左京儀ハ、他家之主人ニ仕、夏不存意、被存伏、然共、卑人之身、渡世之送り様、無之、歎、毎日、大橋之下へ出、竹末、編笠を付、鎗之上手、其目當を以、諸参官人、錢を請、百錢、一錢も受落スト云、夏、或時、細川家沖参官有、之、左京を沖覽有、て、兼而沖存知之者、故、尋、渡成、左京を、本地ニ、石抱有、し、由、右圓上、正徳年中より、糸網、感、櫻主膳家、来、島住、長五郎兵衛造、始ト云、

神路山 皇大神宮、神山の總稱なり。

古書云、神道山、又、天照山、神垣山、大山、宇治山、津長原、など見えた。現宮城より、東南、小嶋、嶮、ら、龍嶺、切原、類、などの山嶽を、総べて、

かく稱したるあり。神鏡廣博記、及新古今集、神祇百首等、鶯日山と云へる由載せたり。船徒の名づけしや。
往古、此の山を、式年御造營の御松山と定められしこともありき。今なち、重疊せる峻峯、五十鈴川を挟みて、雲間小挺秀し、四時積翠の色を改めず。實小、千古秀靈の鍾まれる所なり。

大神宮諸雜事記、天曆七年九月條
五十鈴川、俄洗岸、洪水出來、往還不通、因之、神部人面等、奉

持、神御衣等、三員、官司、相共、二ヶ日夜之間、逗留宇治山、

弘安參詣記
次、三、内宮ニ參り侍レバ、神地ノ山ノ嵐ノ音、有爲ノ妄雲モ、忽ニ

晴レ、御裳濯川ノ浪ノ音、无始ノ罪障モ、早ク濯シタル心地シテ、

承リ及ビシニモ過ギテ、身ノ毛イヨダチ、下

大曆
大外記中原朝臣師顯仰、偁、内大臣宣奉、勅、太神宮、迂宮神道

山、杣料木採、盡由、造宮使、久世言上、何様可有、沙汰哉、宜令紀

傳、明經明法道等、博士、勘申者、又曰、嘉元二年造替之時、神道

山之料材木盡之由、造宮使久世註進、被行、軒廊、御上、被用、伊

勢、國江馬山、御杣、

勢州古今名所集

於保山ハ、神路山ノ別名也ト云フ古老ノ傳ナリ。神拜垢離ノ歌

ニ、かきならず大山本の、五十鈴河、八百萬代の、罪を残りじ。

元亨釋書

予詣、勢州、神祠、高山環、峙、清河繞、流、杉林森、盡、大數十圍、高百

餘尺、一鳥不鳴、幽邃閑爾、

新古今集
なかがめや神路の山は雲消えて夕の空にいでむ月影

同
神路山月さやのなる誓有りて天の下をば照すなりけり

御集
神路山招もふ年の陰み深き程を待たずかたけり

續後撰集
うみかたやま峰の朝日の限なく照す誓や我が君の為

新後撰集
君が代をば照らす神路山深きちちひといふも畏し

續千載集
神路山陰の小草ひもえより末葉ももれぬ春の恵に

太上天皇

西行

順徳院

荒木田延季

作者不詳

荒木田氏忠

祭王定世朝臣祖父隆通卿公
家為所祈内宮奉籠の時

神路山さも面白き橋うな天の岩戸の春や河けむ

通海

風雅集

ふて思ひ作きて打む神路山雲をばはてせむ

荒木田房繼

新十載集

天の原あか岩戸の神路山日月曇らぬせよをまはせ

慈道親王

同

幾秋をば迎へて神路山月も天照る光かろむ

荒木田氏之

同

ちくちく神路の山れおれ神路君が代は曇あらずな

常磐井森倉

新拾遺集

雲なき君が八代を照すむ神路の山も出づる月影

達智門院

新續古今集

わが打む神路の山れおれ風幾代のをもぬる暮らじ

後鳥羽院重

同

神路山峯の松が枝幸ありてまぐぬもはれか君の為

後照念院関白

天文十二年太神宮十首

出づる月よ向ふ神路の山高く雲井も何れ春もまらむ

御製

建武元年度會朝棟亭會

やはらぐる光きてや神路山天照る月のかきてはむらむ

度會貞春

夫木抄

神路山下は岩根の宮柱契遠へぬ代を聞け

季能

同

神路山玉垣ごよはな澄せば杉間よき千木のかゝるをき

僧正行意

同

秀が君試行つにつけて神路山木竹の虫の聲を聞る

俊成

神路月

林信充

鳳岡詩集

山粧烟黛面地鋪風霜練月如神德明行人仰首見

丸山

宇治橋より南一町許あり。今在家
町は属す山腹は、稻荷社を勧請せり。

落合河原

神路島路の両山間より流き出づる川筋の、此の
所にて落ち合へるを以て、かく名づけたりとぞ、
伊勢の神道山の月、杉の木は隠れて、みもすそ
川の西北落合川原、影見えけむ、よみ侍りける、

續門葉集

月を早神道の渚よ出でぬらし、所川の西よ影を添き

通海

法度口

丸山の麓より、川は流ひて行
く道をいふ、櫻楓の樹多し。

神域接近の地を、不浄を制禁せしゆゑ、かく名づけしに
や。騷人文士其の文字の雅あらざるを以て、鳩口と作る。本郡一
宇郷龍嶺葛蒲床の本切原嶺等を歴て、南海五ヶ所に至る里

道あり。近年、嶮岨を避けて、新小車馬道を開きたり。

一瀬 五十鈴川第一の瀬あり。數十の石缸を置き、人を通ず。

維新前までは、此の所は、番屋ありき。御贄小屋といへり。南海の浦浦より、魚藻を擔ひて、市場へ出づる道ありて、漁人、其の荷前を、神宮へ納めし所あり。一の瀬より、五十鈴川へ流る溪澗、凡十四五町の沿途、小石、巨岩、大石、互に、奇状を呈し、其の間、奔湍衝激して、石と相搏ち、珠沫霏たり。人をして、恍惚として、小石潭へ遊べ、流想をなさしむ。枕中、鑿石、竈淵、熊淵、海龍石、屏風岩、御船石、西行戻などとも、最偉觀あり。人寰を距ること、咫尺ありて、かる仙境あるを、いとめづらし。白晝より、行蹤絶えて、幽谷へ響く、樵斧の聲の、丁くどいて、溪韻と相和するのみ。

癸亥八月七日 同諸君游、鰻石。

山口珪

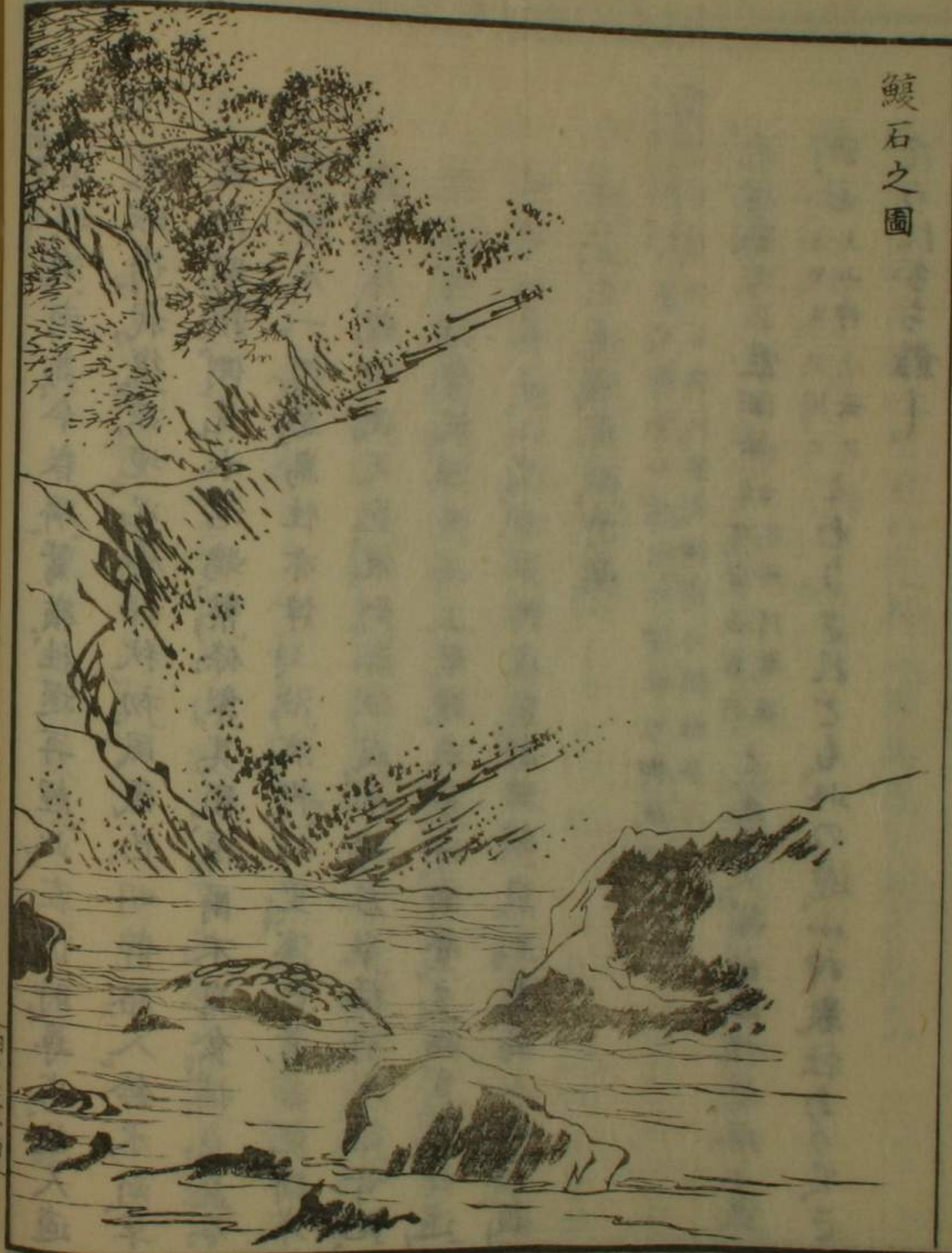
櫻葉節詩集

昔我游南島、今春躋鷲嶺、往還再經此、在憶時、尋省故人適良暇、携我復茲境、况屬仲秋初、風氣已明靜、路入鈴水南、草坡花間、穎側見水老、鷗繫條、掣其頸、傷爾不自食、捕魚盈筥、筥野人一何忍、鳥性亦悻々、沿流將一里、溪色蓄華艷、斷岸透潭底、鏡中倒天影、既到奔注處、水悍石爭猛、前度諳奇絕、恍然有餘警、把酒俯湍上、數醒衣易冷、漸覺多幽意、岑繞遠市井、松峯蔽山陘、凝翠轉森整、歸樵帶嵐光、高鳥入霽景、願當企先達、燭眉擬清頰。

熊淵神社 舊地、詳ならず。大水神社の御殿の内、又坐に、皇大神宮の摂社あり。

元祿勘文、小熊淵神社、有、宮山、百乃と見え、又攝社、泰指要路、小熊

淵社、三モスソ川ノとあり。されども、此の邊、山神、數社ありて、さだらに、ちち難し。



鯪石之圖



和真
印



鏡石之圖

大滝之圖



建久年中行事正月十一日旬拜事條
熊淵河合社拜、西上南面、

山神社 やまのかみのべ 道の左にあり。此の所より、石碓を渡り、南島に至る古道あり。

牛石 うしいし 山神社の前を直ま行くこと一町許道の右にあり。形、牛に似たり。もと山間よりありしを、小川地其此の所に移したりと云ふ。

鏡石 かがみいし 牛石より二町許の水涯にあり。

路の右側、鳥居あり。夫より下ること十歩ありて、高さ二丈、横五丈許の巨岩あり。西面削るが如くして、晶瑩物を鑑らすこと、

白銅鏡と異ならず。土俗、山鏡と稱す。

元長参詣

神路山ニ、山鏡トテ、山神坐ス岩ニテ、影ノ寫リケレバ、常ニハ、鏡石ト云フ。

鏡石神社 かがみいしのたて 石津賀神社 いづはのかのたて 鏡石の上、同玉垣の内、坐す。とも、近年まで、皇大神宮の所管たりし社あり。

鏡石神社 かがみいしのたて 元祿勘文 石津賀神社 いづはのかのたて 祭礼未考、神社板葺、鳥居中絶、社在、南面、石、社、配、軒、在、御本宮、南、西、神道山、祭祀、未考、社高五尺、長五尺、廣四尺五寸。

神足石

五十鈴川の上流にて、往く、拾ひ取る者あり。山中明海の獲たり。物形、尤相肖たり。

仙人櫓

共々、神路山の山中にあり。絶險

張尾紫薇

神路山、宇張尾にあり。高さ、二丈、横、數丈に亘る。老幹糾結、多

大瀧

神路山、宇大瀧にあり。高さ、六丈九尺、瀧さ、四尺。鉅岩數仞の上より、霏く直下せり。兩崖の楓樹、飛泉に、根を洗ひて、恰、塵尾の如し。

小瀧

同所よりあり。高さ、四丈二尺、瀧さ、三尺、亦觀るべきあり。

表見張所

一鳥居橋の右側にあり。神宮衛士の、一時、間毎に交替して、晝夜を戒むる所あり。

一鳥居橋

城内の御池より流れ出づる川に架せり。皇大神宮表の参道なり。傍に、下馬札、及禁令の制牌を立つ。

神宮司廳

橋を渡りて、左にあり。

往古より、神郡の政務と、大神宮司廳、宮中の政務は、兩宮の廳舎にて執り、仍ひ奉り、一城、維新の際、之を廢せられて、更、此乃廳を置られたり。

一鳥居

参道の正面にあり。

皇大神宮第一の鳥居あり。従前、是より内、兵仗及佛具等を禁せしこと、豊受大神宮と同し。

行在所

一鳥居の内、参道の左に在り。行幸啓の時の用に供せむとて、設けたる御殿あり。

參集所

行在所の東にあり。祭典の時、神宮の齋宿する所あり。

往古は、五十鈴川の東岸にあり。萬治三年の洪水に漂流せしを以て、寛文元年、此の所に建設したると云ふ。

皇大神宮儀式振
禰宜齋館一院

宇治、大内人、齋館一院

大内人二人、宿館二院

物忌并小内人、宿館五院

宮守物忌、齋館屋一間

諸物忌小内人、常宿齋館屋一十二間

被所 はらひ 参道の右あり。二の鳥居の被行事は仕へ奉る神官の被を修むる所あり。年七度の神宮大被、また神武天皇、孝明天皇の遥拜等八省、此の所にて執行せり。
手水場 てすいば 被所の南、川岸あり。

此の所、石を畳み、水を掬ふ便せしむ。元禄五年、徳川綱吉の生母本莊氏よりの寄進なりといふ。

齋内親王河原殿院 さいないしんのうがわらどのいん 被所と二の鳥居との間あり。齋宮中絶によりて廢れたり。

正殿御装束宿殿御輿宿殿御厠殿の四殿を一區とし、河原殿院や称せし由、儀式帳に見えたり。齋内親王御参向の節、此の院小て、御小憩あり。夫より、腰輿より給ひし所なり。
皇太神宮儀式帳

齋内親王川原殿一院

正殿一區、御装束宿殿一間、御輿宿殿一間、御厠殿一間、防往籬一重、

建久年中行事月次祭條
於寮御火者、於一鳥居止畢、齋内親王河原殿與二鳥居中

間腰輿移御齋王候殿御著

二鳥居 ふたとり 一鳥居の次、参道は建てり。此の所にて、官幣以下を淨むる行事あり。皇族の下馬も、此の所あり。

子良館 こらのたけ 参道を右より折きて、風の宮へ行く右傍あり。りて、大物忌の齋館ありしに、今廢れたり。

因ふ云ふ。慶長十二年、國母仙院より、兩宮の子良館に、貝桶を下し賜ひしことあり。今猶廳庫に保存せり。其の蓋の裏に、良怒親王の筆跡あり。左より掲ぐ。

神風やみもをを川の志めけうらに、子良の子といふものあり。朝夕此神づりのほろつまぐををなぐさむべきかの所のもてほそび物としてかたづけあくも、國母仙院より貝桶をくご給ふる事あり。かの大中臣輔弘がまねきよみゆる松のむらだちと詠どけむも、所がら、此のためよやくおむひあそせらま、左右おわうちたうら此名の二見も、此の

をけよせあるふや。おほせをうけくゑたりて、事此より致
いさかきくし付くるふなり也。

慶長十二年三月廿八日 入道親王良怒記之

今一箇の裏ふも左の如くあり。

伊勢の園二見の浦までくゑる 大中臣輔弘

みくしげ二見の浦の貝志がみまに忍ふ見ゆる松の村に

慶長十二年三月廿八日



親王書之

一葉集 子良館のうしろふ梅ありといへむ

法子良子乃一とゆのし梅のぞれ かせ浅

時雍館 参道の左にあり。明治六年、當時神宮大宮司本莊宗秀、金二千圓を献納して建設したる説教場あり。同十五年、神官教導職分離の後、御神樂殿の附

御神樂殿 参道の左にあり。衆庶の志願によりて、御神樂を奏し、御饌を供進する所あり。

廳舎 舊地ハ、御神樂殿の構内ニ屬セリ。宮政を執り行ひし所あり。

五丈殿 御神樂殿の東、参道の北にあり。

兩儀の時よも、二の鳥居及忌火屋殿前被の行事等、皆此の殿にて行たる。直會式のあり時も、此の殿を用うる例なり。往古ハ、西ふ、九丈殿、南ふ、主神司殿ありて、此の一區を、直會院といひき。

皇大神宮儀式帳 直會殿一院

九丈殿一間、五丈殿一間、四丈殿一間、已上葺檜皮、御門一間、防往籬一重、

延喜式 就直會院第一殿、南面坐、以位記置、素上、史喚名給、殿前東向、

宜内人北上、訖則奉拜、太神、拍手、次北向朝拜、

兵範記 伍間壹面、檜皮葺、壹殿壹宇、肆間、檜皮葺、主神司殿壹宇、玖間、檜皮葺、九丈殿壹宇、

酒殿 五丈殿の北よりあり、神酒を醸す所あり、前に蕃屏を設く。

往古も務所廳、其の外、殿舎、数棟ありて、此の一區を酒殿院といひき。

皇大神宮儀式帳

御酒殿一院、酒殿一間、務所廳一間、倉二字、盛殿一間、大炊屋

一間、防往籬一重、

由貴御倉 酒殿の東より並び建てり。儀式帳不載せたる御倉の一あり、玉垣蕃屏を設く。

皇大神宮儀式帳六月條

禰宜内人物忌等、從湯貴御倉下宛奉大御饌、朝夕、大御饌、二

時之料、御田、菊稻、

水量柱 神宮御改正の前まで、毎年正月十四日夜、酒殿の前、置石の辺より柱を建て、月影よて、長短を量り、其の年の吉凶を占ふ行事ありき。

建久年中行事

正月十四日夜、水量柱立、政所物忌、父一人、御巫内人等、

先吉、占木、酒殿、前置石、北端立、月影九丈殿、西軒、酒殿、西軒、

同通指時、是夜半也、占木影指所、博士木立也、件、中間遠吉、知、近、

不吉、知也、歲、善惡、以是、知也、

櫻宮石壇 由貴殿の異よりあり、建久年中行事に、櫻宮とも櫻御前とも見えたり。小朝熊神社の神事を行ひし所あり。

建久年中行事六月條

早旦彼社、祝、岳、自由貴殿請預、忌火屋殿、荒垣、坤角、彼神祭祀

所、石疊持參、御神酒費菓子供進、次、正權神主、并玉串、大内人、

着、衣冠、主神司殿參、東為上、正禰宜、次、權任神主、玉串、大内人、

着、祝部、鬘木綿持進、寄始、從一禰宜、迄、權官、玉串、大内人、大物

忌、父、兄、部、賜之、各手一端之後、請、取、著、用、其、後、前、石階、一禰宜

詔、刀、申、申、久、今年六月廿日、乃、今、時、以、天、小朝熊、乃、皇神、乃、廣

前、尔、恐、美、恐、美、申、久、○下

忌火屋殿 五丈殿の東よりあり、御膳宿殿ともいふ。祭典の時、御饌御費を調理する所あり。

皇大神宮儀式帳

御膳宿一院、殿二間、廻防往籬一重、

建久年中行事六月條

方々、御稻等之中、一、御方、於、忌屋殿、奉、春、大物忌、子良 荒木田氏女

先奉仕、母良相具也、

兵範記

肆間檜皮普忌屋殿壹宇、

被所ほらひと 忌火屋殿の前庭あり。諸祭典の節、御饌御贄及奉仕神官を被ひ清むる所あり。

御竈木屋みかまき 忌火屋殿の西あり。

齋内親王御膳院さいないしんのうごてんいん 忌火屋殿の近きあたりあり。其の趾、さだうからず。

嘉曆公卿勅使記云、荒祭宮の遠拜終り、齋王の御饌殿の後にて、禰宜明衣を脱むる由見えたり。

荒祭宮遥拜所あらいまつのみやのえうはいしよ 参道の左あり。皇大神宮の別宮、荒祭宮の遥拜所あり。此の所、枝路あり。左よ入るときは、御廐、御稻倉、外幣殿の前を経て、同宮に至る。

皇大神宮儀式帳祈年祭條

荒祭宮、版位就坐、四段拜奉短手二段拍畢、即使并太神宮司外直會殿就坐、

建久年中行事正月條

退出時、於長石橋、砌荒祭宮拜、手兩段、東上、次興玉宮拜、南上、

御輿宿みこしやどり 遥拜所の南、参道の左ありき。齋宮中絶の後、雨儀の玉串行事をむ、此の内にて行ひきとぞ。

叔種石もみだはいし 板垣西御門外、北側あり。

此の石、元五十鈴川上字荒田あらいだの川原ありき。天明年中御造營の時、楠部郷の人民、之を獻せむとて、運送、小年月を経、うむ、食料此闕乏を告げ、叔種をも喰ひ盡して、宮城迄曳き終へ、故、かくて名づけしなりとぞ。目今、板垣西南の角あり、岡田郷より獻備せし大石を、叔種石といふも、誤あり。

玉串行事所たまぐしぎょうじしよ 参道の兩側、版位を設く。其の行事、豊受大神宮に同じ。

江家次第

参太神宮、参進、次第、御幣、禰宜等列立、御輿宿、南方、使列立、其

西

愚昧記

治承元年九月十五日、公卿勅使至、御輿宿、北方、予房以下列立、西面、南上、先是、禰宜等列立、其南、相去四五尺、予向、禰宜揖、

禰宜答揖、

御贄調舎みまへてうりや 板垣御門の南、石燈の下にあり。

調舎の傍、五尺許の石壇あり。豊受大神の御坐と云ふ。蓋、豊受大

神を山田原より所鎮座あれども、三節の御祭より、特に此の石壇を
迎へ奉り、其の御前より、御贄調理を仕へ奉るあり。近來に、餘の御
祭も、此の所より、御贄を調理する事となれり。

御贄調舎の前なる川をいふ。伊勢志摩兩國の界より流れ出で、此の
御川所に至りて、御川と稱せらる。下流ハ官域を貫き、五十鈴川と合す。

往古に、此の川に中島あり、豊受大神の石壇を設けたりき。天平寶字
六年九月十五日、會洪水あり、うむ、度會郡司、例より、黒本の御
橋を架設せむとて、謀りて、沖川を濬り、由、神宮諸雜事記に見
えたり。

皇太神宮儀式帳
一 供奉朝、大御饌夕、大御饌行事用物、支、御贄清、供奉、

御橋一處、長十丈、廣二丈、高八尺、

石畳一處、方四尺、

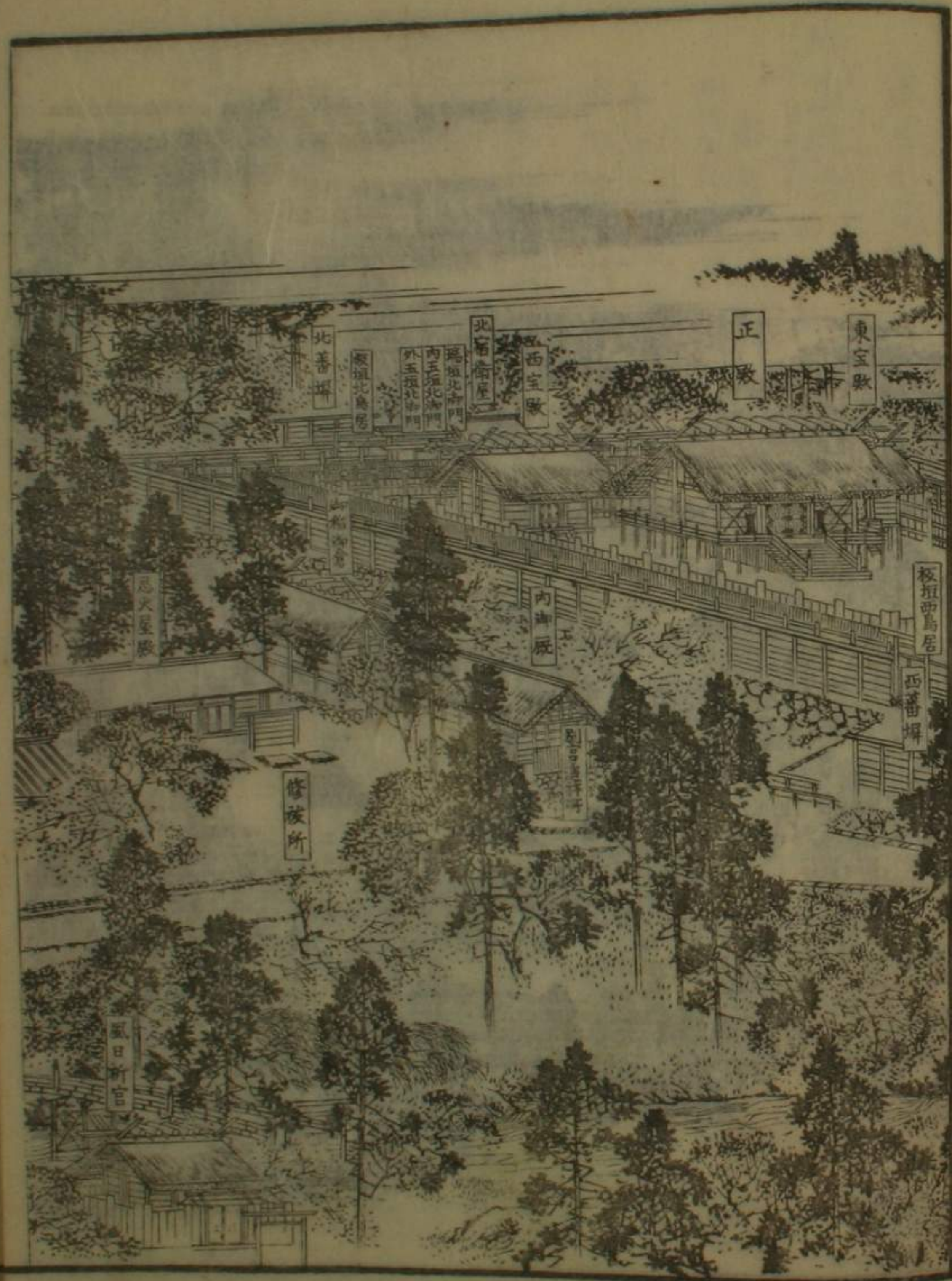
太神宮、正南御門、在、伊鈴御河、當此、御門、流二俣也、此、中島、

造奉、石畳、常造宮使營作奉、此止由氣、大神乃入坐、御坐也、御
橋者、度會郡司、以、黒木造奉、三節祭、別禁封、其橋、人度、不往還、
則齋敬、供奉、十六日夕、大御饌、十七日朝、大御饌、并御筭作、
内人、造奉、御贄机、忌鍛冶、内人、造奉、御贄小刀、乎立、且、志摩
國、神戶、百姓、供進、鮮蛇螺等、御贄乎、机、上、尔備置、且、禰宜、内人
物忌等、御贄、御前追、且、持立、且、開封、御橋、且、參度、且、止由氣、大
神乃御前、跪侍、且、則御河、清奉、且、御膳、料理畢、則如先、持、且、
御贄、御前追、且、天照皇大神乃御饌、供奉、

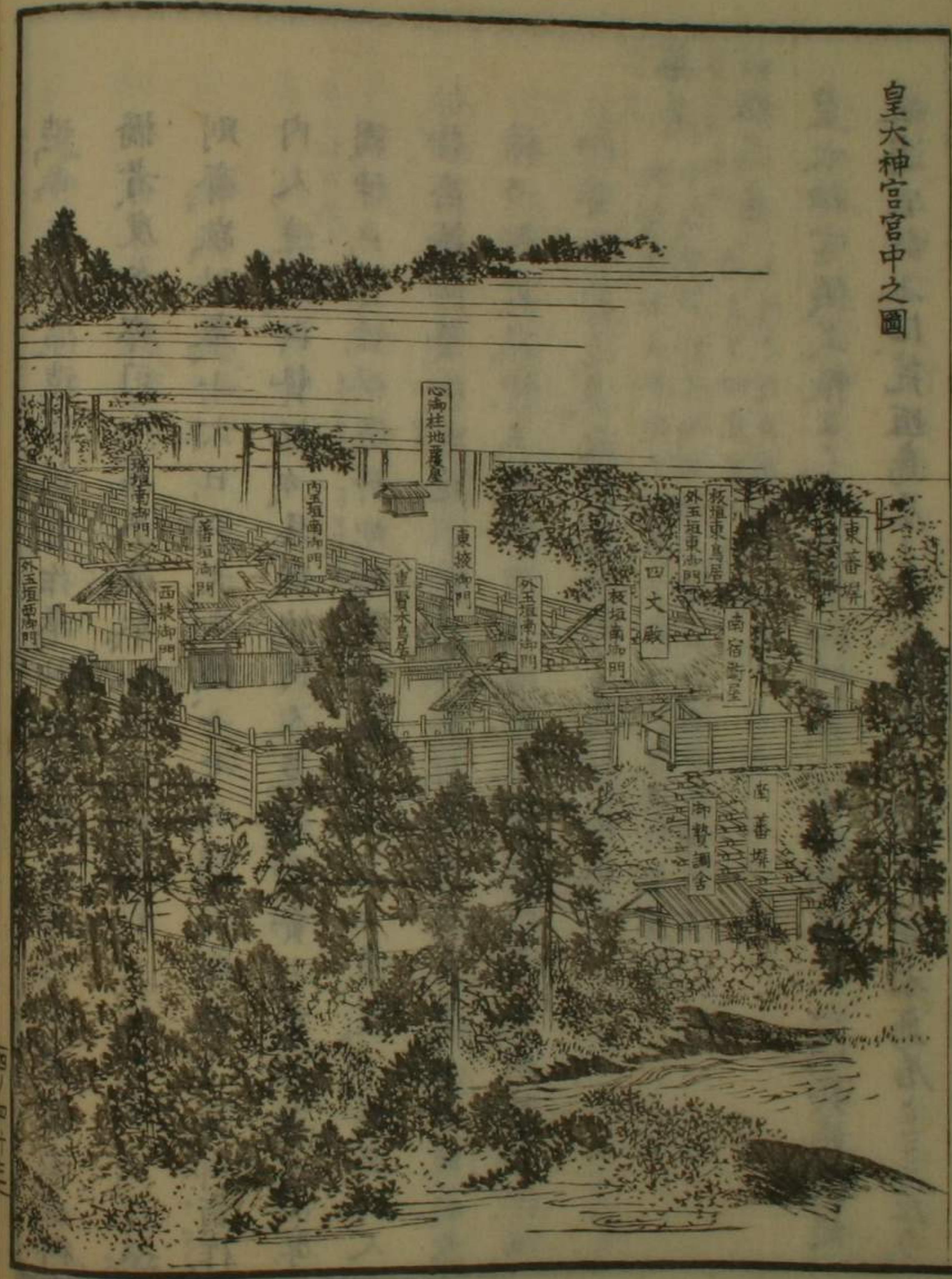
蕃屏、御贄調舎と参道との界あり、之を、南の蕃屏と
いふ。東西北とも、板垣の鳥居、子樹、て建てり。

板垣鳥居、内より四重目の御垣
あり。

皇太神宮儀式帳より、第五重御門、或ハ、板垣御門といひ、兵範記、文
永遠宮記、不ハ、荒垣鳥居といひ、請屋日記、不ハ、冠木鳥居といえたり。



皇大神宮中之圖



皇太神宮儀式帳

板垣、廻長一百卅八丈六尺、

同書神嘗祭條分註

齋宮諸司者、板垣御門内分頭侍、

南宿衛屋

板垣鳥居の内、右側あり。神宮晝夜宿直する所あり。

皇太神宮儀式帳

宿衛屋四間、長各二丈、

延喜式

禰宜、長、大内人、毎旬率、物忌、父、竝、小内人、戸人等、分番宿直、

外玉垣御門

内より三重目の御垣より付きたる御門あり。

神宮諸雜事記、建久年中行事等より、第四御門と見えたり。此地

御垣、東西北よを、於不替御門を付く。

皇太神宮儀式帳

三玉垣、廻百二丈、

太神宮諸雜事記

雨氣之時、○中至御遊者、四御門、奉仕之例也、

中重鳥居

外玉垣御門の内あり。俗よまた、八重櫛の鳥居といふ。

鳥居の左右、小、數十本の櫛の枝を立て、並べ、芭籬の如くなせり。皇

太神宮儀式帳等より載せたる八重櫛の遺存なるべし。

皇太神宮儀式帳山向物忌條

即第三重御門、東方一列、八枝、八重、數六十四本、右方亦如左

員、竝、高四尺、枝別、木綿懸之、

御集

神風や八重の櫛、垂、重ねても、御裳濯川の末をほろけき

後鳥羽院

新勅撰集

八重櫛、繁き惠の敷をてい、やどりの葉よ君を祈らむ

荒木田延成

石壺

中重鳥居の左右あり。其の義、豊受大神宮の所あるも同じ。

四丈殿

中重鳥居の東あり。官幣を點檢する所あり。此の殿をもと、齋内親王侍殿といひ、こと、又その西、女孺侍殿のあり、こ

となど、豊受大神宮の所あり、へるふ同ト。

皇太神宮儀式帳

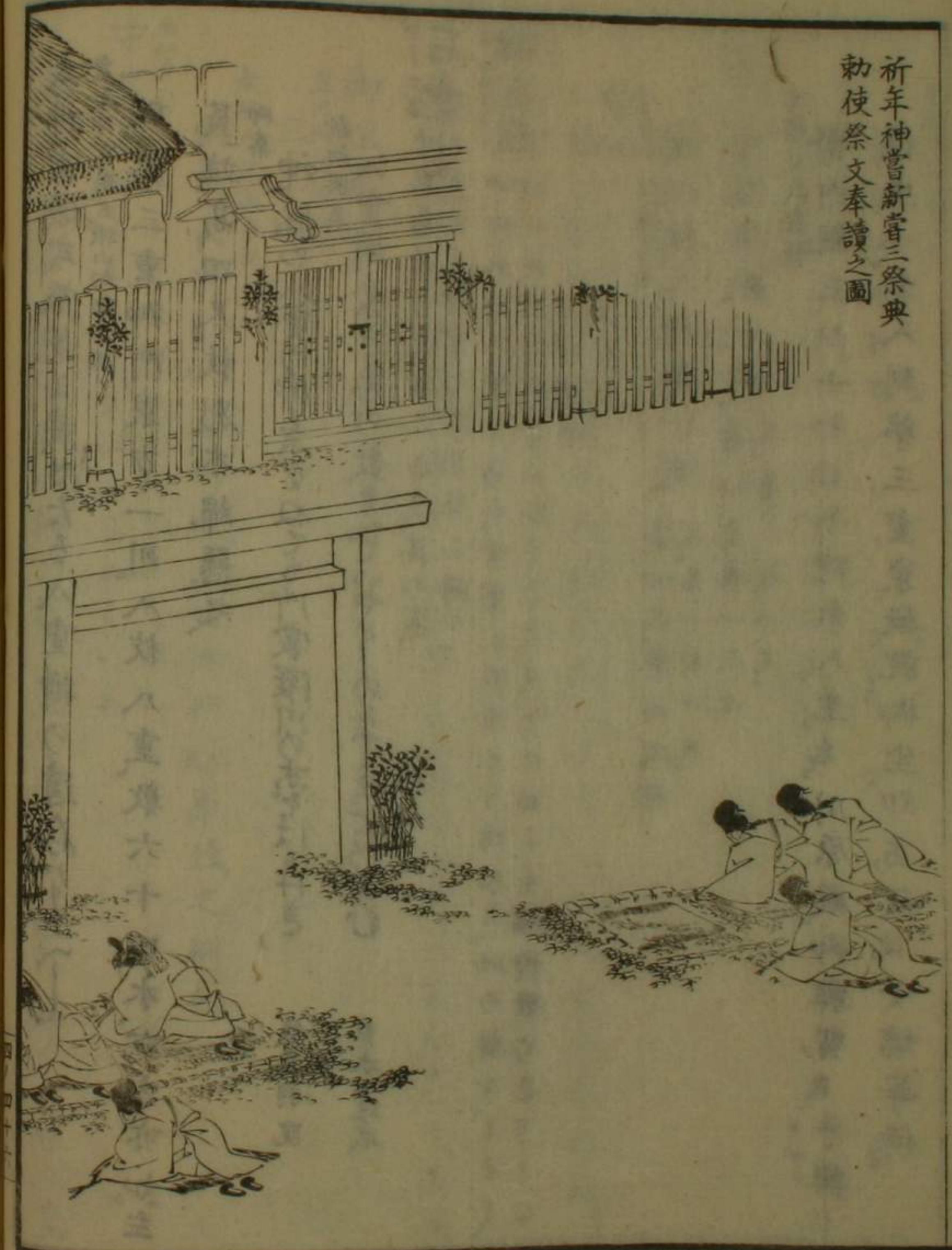
齋内親王侍殿一間、長四丈、廣二丈六尺、高一丈一尺、

女孺侍殿一間、長四丈、廣一丈七尺、高一丈一尺、

同書月次祭條


齋内親王、以十七日午時、参入、坐、川原殿、御輿留、手輿、

移、坐、参入、到第三重、東殿、就御坐、即西殿、波女孺等侍、



祈年神嘗新嘗三祭典
勅使祭文奉讀之圖

毎丰神嘗、西月次の三祭禮、
 度會郡野藤、矢野山神、積良
 牧野の諸村より、親祿宜、幼童
 数人を率ゐる来り、原村より、歌
 長、彈琴、笛、生、等来りて、玉串
 御門前より、舞を奏す事
 ありき。之を、鳥名子舞と稱す。
 維新の後廢れし。

ハナツの松林子




建久年中行事六月、次祭條
 従酒、越計、鳥名子等参候、瑞垣御門外、方
 撃志多良、叩手也、謳歌、伴歌之中、
 シダラウテト、テ、ガノタエハ、ウチハムベリ。
 ナラビハムベリ。アコメノソデヤレテハムベリ。
 オビニヤセム。タスキニヤセム。
 イザセムノ。タカノヲニセム。
 又云、イザタチナム。ヲシノカモドリミヅマサラ
 バトミヅマサラム。

内玉垣御門 二重目の御垣あり

玉串御門とも、第二の御門ともいふ。三節の祭をも、此の御門下に
て、御占の神事を行はる。

皇大神宮儀式帳神嘗祭條

同日夜亥時御巫内人乎、第二門、令侍、御琴給、請、天照
坐大神乃神教、即所教、雜罪事乎、自禰宜館始、内人物忌四
人、館解除清畢、

建久年中行事六月月次祭條

次、御占神事、自西御門參入、正員禰宜、玉串御門、外方軒下、御
前、向、東上、祇候、中于時御巫内人、衣冠自外幣殿、鷄尾、御琴請、
件、御門、外東方候、御殿向、先詔刀、申、中次、以、笏、御琴、搥、三度、
警蹕、在次、奉、下、神、器、中其後、大物忌父、兄弟部向、一、禰宜候、御巫
内人又向、西候、于時、大物忌父、正權神主、不信不淨疑、以、人別
姓名、為、其、神主、若有不淨事、申、御巫内人、以、同詞、又、申、御琴、搥

内、嘯、件、嘯、音、鳴、以、清、知、以、不、鳴、不、淨、知、也、

蕃垣御門 内玉垣御門と瑞垣御門との間

皇大神宮儀式帳

蕃垣一重、長三

瑞垣御門 一重目の御垣に付きたる御門あり。内院中御門ともい

皇大神宮儀式帳

命婦一人進受、太玉串、授、大物忌子、即大物忌子受、立、瑞垣御

門、西頭進置畢、

同書

瑞垣一重、長、廻卅九、大、高一丈

皇大神宮正殿 五十鈴宮、また朝日宮と稱す。豊受大神の

御鎮坐以前ハ、度會宮とも申し奉りき。

謹みて按むるに、皇大神宮ハ、天照大神を齋き奉れる大宮あり。大
御神をば、大日靈貴とも、天照大日靈尊とも稱へ奉る。掛け卷
も恐き天皇の大御祖、坐し、まほしきことを、申し上げむさうなり。
其の御生れまし、時より、奇しく靈しく妙ある大御徳を具へ給

内宮

へ^ちす^めの^を、即、高天原を^ち知^れ、食^めす大御神^をを^まさ^す。まを^すも
か^こけ^きと、齋^き祀^さる^る御^{たま}霊^{らう}代^も、大御神^の、天岩窟^に出^で居^り給^ひ
ひ^し時[、]石凝姥神^の造^り奉^じり^{八咫}の御鏡^{あり}。皇孫^{すめみま}邇^に、藝^ぎ命^の、
此^の國^に降^り臨^み給^はむとせし時[、]大御神[、]伊^づ乎^づら^ら、此^の御鏡^を
取^らせ給^ひて、此^の鏡^者、專^ら為^我魂[、]如^拜吾^前伊^都岐^奉と詔^らりて
授^け給^へりき。されむ、此^の御鏡^は、全^く大御神^の現^御身^に異^なら^ず
事^{なり}。そは、息長帯^{比賣}命^は神^憑ま^り、志^時小^神風^{伊勢}國^之百^傳
傳^度達^縣之^拆鈴^{五十}鈴^宮所^居神^名種^賢本^嚴之^御魂^天疎^向津^媛
媛^命と宣^り給^ひ、大御言^以て、著^き伊^事あり。さて後^代の^{天皇}
と、此^の大詔^のま^に、同^殿共^床に齋^き祭^らせ給^ひ、を^崇神^天皇^の
御^代ふ^至り、神^威を^畏み給^ひ、皇^女豐^鋤入^姫命^に託^け奉^りて、六年^秋
九月[、]倭^國笠^健邑^に移^り奉^らせ、磯^城神^籬を^立て、齋^き祭^り給^へり。

是^即皇^居神^宮所^を異^み給^ひ、始^り。三十九年^に至^りて、又^但波^の
吉^佐宮^に移^らせ給^ひ、再^倭の^國に歸^らせ給^ひて、伊^豆加^志
乃^本宮^に齋^り給^へり。八年^に至^りき。その後[、]豐^鋤入^姫命[、]御^年老^い
給^ひ、によりて、更^に倭^姫命^を御^杖代^と定^め給^へり。是^{より}倭^姫
命[、]大御神^を戴^き奉^りて、五十餘^年の^間、諸^國を^巡幸^し、大^宮地^を
覓^め給^ひき。美^濃國^{より}、伊^勢國^に到^り給^ひ、時[、]大御神^誨給^はむ
く、是^神風^{伊勢}國^則常^世之^浪重^浪歸^國也、傍^國可^怜國^也、欲^居是^國
と宣^らせ賜^ひ、あは、倭^姫命[、]乃^御教^の隨^ふ、佐^古久^志呂^宇治^の五^十
十^鈴の^川上^の、此^れ大^宮地^に鎮^め奉^らせ給^ひあり。これ^實、垂^仁
仁^天皇^の二十六年^冬、十月十七日^のこ^のや^{かり}きとぞ。
度^會佳^良神^主の^遷幸^要
古^事記^{より}、九月^と改^めたり。
於^是洗^左御^目時^所成^神名^天照^大御^神、

古事記

於是副賜其遠岐斯此三字八尺勾瓊鏡及草那藝劍亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉次思金神者取持前事為政此二柱神者拜祭佐久久斯侶伊須受宮

日本書紀

伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰吾已生大八洲國及山川草木何不生天下之主者歟於是共生日神號大日靈貴大日靈貴此云於保心屢照大神一書云天照大日靈尊此子光華明彩照徹於六合之內故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒不宜久留此國自當早送于天而授以天上之事是時天地相去未遠故以天柱舉於天上也

同書

於是日神方開磐戶而出焉是時以鏡入其石窟者觸戶小瑕其瑕於今猶存此即伊勢崇祕之大神也

同書

高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當為吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦為吾孫奉齋焉乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之是時天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以為齋鏡復勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦同侍殿內善為防護

同書

垂仁天皇二十五年三月丁亥朔丙申離天照大神於豐耜入姬命託于倭姬命爰倭姬命求鎮坐大神之處而詣菟田筱幡佐此云更還之入近江國東迴美濃國到伊勢國時天照大神倭倭姬命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可憐國也欲居是國故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮則天照大神始自天降之處也皇以倭

明文抄引日本記

皇太神宮儀式帳

親治大地官者言已訖焉
而誨之日大初之時期日天照大神志治天原皇御孫尊專治
暹于伊勢國渡遇宮是時倭大神著德積臣遠祖大水口宿祢
於磯城嚴櫃之本而祠之然後隨神誨以丁巳年冬十月甲子
姬命為御杖貢奉於天照大神是以倭姬命以天照大神鎮坐
磯城瑞籬宮御宇御間城天皇御世以往天皇同殿御坐而同
天皇御世以豐稻入姬命為御杖代出奉支豐稻入姬命御
形長成支次以纏向珠城宮御宇活目天皇御世倭姬內親
王速為御杖代齋奉支美和乃御諸原尔造齋宮出奉天齋始
奉支爾時倭姬內親王太神乎頂奉支願給國求奉時尔從美
護齋奉大神今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也○釋日本紀
又引ける大倭本記も
天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面子鈴一合也一鏡者
神御靈名天懸大神今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也一鏡者
天照大神之前御靈名國懸大神今紀國名草宮崇敬拜祭大
神也一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕御食之食向夜護日
又引ける大倭本記も

和乃御諸宮發且令出坐支爾時御送驛使阿倍武渟川別命
和珥彦國昔命中臣大鹿島命物部十千根命大伴武日命合
五柱命等為使且令入坐支彼時宇太乃阿貴宮坐只次左
波多宮坐只其尔即大倭國造等神御田竝神戶進只次伊賀
穴穩宮坐只次阿閉拓殖宮坐只其尔即伊賀國造等神御田
竝神戶進支次淡海坂田宮坐只次美濃伊久良賀波宮坐只
次伊勢桑名野代宮坐只其宮坐時尔伊勢國造遠祖建夷方
乎汝國名何問賜只白久神風伊勢國止白支即神御田竝神
戶進支次河回鈴鹿小山宮坐支彼時川俣縣造等遠祖大比
古乎汝國名何問賜只白久味酒鈴鹿國止白支其即神御田
竝神戶進支次安濃縣造真桑枝乎汝國名何問賜支白久草
蔭安濃國止白支即神御田竝神戶進支次壹志藤方片樋宮

和乃御諸宮發且令出坐支爾時御送驛使阿倍武渟川別命
和珥彦國昔命中臣大鹿島命物部十千根命大伴武日命合
五柱命等為使且令入坐支彼時宇太乃阿貴宮坐只次左
波多宮坐只其尔即大倭國造等神御田竝神戶進只次伊賀
穴穩宮坐只次阿閉拓殖宮坐只其尔即伊賀國造等神御田
竝神戶進支次淡海坂田宮坐只次美濃伊久良賀波宮坐只
次伊勢桑名野代宮坐只其宮坐時尔伊勢國造遠祖建夷方
乎汝國名何問賜只白久神風伊勢國止白支即神御田竝神
戶進支次河回鈴鹿小山宮坐支彼時川俣縣造等遠祖大比
古乎汝國名何問賜只白久味酒鈴鹿國止白支其即神御田
竝神戶進支次安濃縣造真桑枝乎汝國名何問賜支白久草
蔭安濃國止白支即神御田竝神戶進支次壹志藤方片樋宮

坐只其在阿佐鹿惡神平驛使阿倍大稻彥命即御共仕奉支
彼時壹志縣造等遠祖建些子乎汝國名何問賜支白久宗往
些鹿國止白只即神御田並神戶進支次飯高縣造乙加豆知
乎汝國名何問賜只白久忍飯高國止白支即神御田並神戶
進支而飯野高官坐支彼時佐奈乃縣造御代宿祢乎汝國名
何問賜支白久許母理國志多備乃國真久佐牟氣草向國止
白支即神御田並神戶進支而多氣佐牟延宮坐支彼時竹
首吉比古乎汝國名何問賜只白久百張蘇我乃國五百枝刺
竹田乃國止白支即櫛田根掠神御田進支次玉岐波流磯宮
坐只次百船乎度會國佐古久志呂宇治家田田上宮坐支爾
時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎汝國名何問
賜支白久百船乎度會國是川名波佐古久志留伊須乃川

止申是川上好大宮地在申即所見好大宮地定賜此支朝日
來向國夕日來向國浪音不聞國風音不聞國弓矢鞞音不聞
國止大御意鎮坐國止悅給互大官定奉支

同書
正殿壹區長三丈六尺廣一丈
延喜式
太神宮三座在度會郡宇治
鄉五十鈴河上

天照太神一座

相殿神二座

古語拾遺
至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石凝
姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍以為護身御璽是今
踐祚之日所獻神璽之鏡劍也仍就於倭笠縫邑殊立磯城神
籬奉遷天照大神及草薙劍令皇女豐鍬入姬命奉齋焉
泊于卷向玉城朝令皇女倭姬命奉齋天照大神仍隨神教立

其祠於伊勢國五十鈴川上因興齋宮令倭姬命居焉始在天
上預結幽契衢神先降深有以矣

御集

新古今集

拾遺愚草

山家集

續古今集

同

續拾遺集

新後撰集

玉葉集

風雅集

後鳥羽院

俊惠

定家

西行

九河内躬恒

師繼

衣笠内大臣

大中臣定忠

鎌倉右大臣

度會朝棟

神風や五十鈴の川の磯のま常世の浪の音をき聞けき
神風や内外の宮のま柱千度や君が沖代小まつべき
ま紀もくれ珠城の代は代もたてま居りぬるも川上
伊勢遷宮の年よみ侍りける
神風や朝日の宮のまうたし新在閑る世よと有りけれ
片そぎの千本は内外よかぬも誓は同しその神一垣

同

元享元年北御門歌合

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

後伏見院

度會雅冬

藤原家榮

寂塵法師

前中納言為忠

鎌倉右大臣

雅忠

兼宗

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

林恕

神路山内外の宮はま柱身くらぬともそをばまをばまそよ
内外とそかくべき神の誓はは用もま小照す月日成
湯垣の内外のま居りぬるも神の志を於あらたある
建武元年度會朝棟亭會
神路山内外の宮はま柱身くらぬともそをばまをばまそよ
新續古今集
いまも川下つ岩根の水垣の久きせりまをばまをばま
夫木抄
まの薄をばまをばまをばまをばまをばまをばまをばま
千早振五十鈴の宮のまはははははははははははははははは
千五百番歌合
神風や内外の宮に有りおきてかごとく君がふ代は頼まむ
辛丑元日八但牧在勢陽有試毫倭歌乃摘其末字以
遙寄之
我朝神道有宗源内外宮高誰不尊伊水春風通四海八雲
縮地八重垣

鶴峯詩集

我朝神道有宗源

内外宮高誰不尊

伊水春風通

四海八雲

縮地八重垣

朝日宮月

林 恕

鷲峯詩集

秋光陳祭奠，幣帛飄素練，夕月朝日宮，晝夜一度見。

庚子之春，從五品八木宗直君在，勢州，裁元旦，倭歌被

寄示之，以其冠字為韻，賡載贈焉。

同書

我國宗源伊水濱，靈光內外一般春，霞如錦幣雲如帛，瑞日
高懸祖廟神。

參宮短詠 三首ノ一

山崎嘉

無加文集

林色陰濃風色陳，山光秋霽景光新，心清五十鈴河上，便向

宮前拜日中。

拜太神宮作

伊藤長胤

紹述全集

惟皇垂帝統，無外庇蒼生，首出乾坤位，照臨日月明，茅茨餘
古朴，俎豆屬昇平，萬室比薨阜，二川夾宇清，我來何所禱，文

教日斯成

相殿神

皇太神宮儀式帳小相殿坐神御船代二具 長各七尺六寸、内七尺六寸、内深一尺五分、内深一尺九寸、内深一尺 又、相殿坐神御裝束囊二口 員八寸、長四尺二寸、廣二幅 又、坐東神御形納奉

生純囊一口 長七尺二寸、廣二幅 又、西神御形納奉生純囊一口 長四尺二寸、廣二幅 又、延喜式太神宮船代三具とある註小、二具相殿神料、〇寸尺儀式帳、同 但、廣一尺五寸とあり。また、相殿神二坐、裝束、左神料絹囊一口、右神料絹囊一口

〇寸尺儀式帳、同 又、ありて、二柱、左右並立び坐しませり。然して、古來、祭神まつきては、諸説ありて、一定し難し。古事記亦、此二柱神者、拜

祭依久久斯呂伊頂受能宮とありて、大御神の御魂靈の御鏡と、思兼神の御靈實とを指して申せれむ、一柱は思兼神と坐すこと、明なり。さて、皇太神宮儀式帳の分註も、天手力男神、萬幡豊秋津姫

命とし、御靈代も、弓劔の二種せり。されども、女神の御靈代も、
劔を用るゝ例ありとて、弘安参詣記も、日本書紀を引用して、天
兒屋命、太玉命なるべしと云へり。儀式帳奏上の當時分註のあり
しものなるも、後人のかき添へたるものあるも、今定うに知
りかざし。

正遷宮

古書を案むるに、神殿改築の大禮も、御鎮坐以来六百年間の事洋
ならず。天武天皇の御代より、始めて、勅して、廿年を以て、一期と
去給へり。よりに、持統天皇の四年九月十六日、今の東北御鋪地に、
新小、神殿を改築し、遷御の大禮を行とせ給ひき。其の後、千二百年
乃間、正遷宮五十六回、假殿遷宮五十七回、臨時遷宮四回を行とせ
られし。而して、山口木本祭を始め、順次の諸祭典より、御神寶の

装束、百般の調度も至るまで、具も、延暦の帳、延喜の式も載せられ
て、其の儀いと厳正あり。中にも、明治廿二年も行なれし正遷宮の
如きも、古今未曾有の盛舉なりき。官、國庫金三十萬圓を出して、其
の費も供給し、特小、造神宮使廳を置きて、其の事を管理せしめら
きたり。宮殿の結構も、專、古代の制作も據り、神寶の粧飾も、嘉元の
官符等も徴し、一、精覈も、調査を遂げらるゝれば、遷幸儀衛の嚴
肅なる、神寶服御の豊富ある、文物典章の榮然たりし、延暦、延喜の
頃といふも、かくはありざりしなりべし。

年中諸祭典

此の大宮乃御祭は、儀式帳も見えし如くなりしを、明治維新の
際、五節會と共に廢せられしもあり、また、新小加へらるゝもあり、
今行なはるゝ所も、左に掲ぐるゝが如し。

歳旦大御饌	一月一日午前四時	元始祭大御饌	一月三日午前七時
御饌	一月十一日午前十時	孝明天皇遙拜	一月三十日午前八時
大祓	一月卅一日午後三時	祈年祭大御饌	二月四日正午十二時
紀元節大御饌	二月十一日午前七時	祈年祭奉幣	二月十七日午後一時 勅使参向儀仗兵出張
神武天皇遙拜	四月三日午前八時	大祓	四月三十日午後三時
風日祈祭	五月十四日午前九時	神御衣祭	五月十四日午前十一時
大祓	五月卅一日午後六時	興玉神祭	六月十五日午後六時
御卜	六月十五日午後七時	月次祭夕大御饌	六月十六日午後十時
月次祭朝大御饌	六月十七日午前二時	月次祭奉幣	六月十七日午後五時
大祓	六月三十日午後六時	風日祈祭	八月四日午前七時
大祓	九月三十日午後五時	神御衣祭	十月十四日午前十一時
興玉神祭	十月十五日午後五時	御卜	十月十五日午後七時

神嘗祭夕大御饌	十月十六日午後十時	神嘗祭朝大御饌	十月十七日午前二時
神嘗祭奉幣	十月十七日午後五時 勅使参向儀仗兵出張	大祓	十月三十一日午後四時
天長節	十一月三日午前六時	新嘗祭大御饌	十一月二十三日午前十一時
新嘗祭奉幣	十一月廿三日午後一時 勅使参向儀仗兵出張	大祓	十一月三十日午後三時
興玉神祭	十二月十五日午後三時	御卜	十二月十五日午後五時
月次祭夕大御饌	十二月十六日午後十時	月次祭朝大御饌	十二月十七日午前二時
月次祭奉幣	十二月十七日午後五時	大祓	十二月卅一日午後三時

神領

往古西官の封戸も、延喜式も載る所の外、御園、御厨等ありて、諸國
 小散在たりき。是等ハ、悉蒐録して、神鳳抄、神封一覽、小詳あり。又、
 武家諸氏の祈願によりて寄進せし神田あり。東鑑、鎬矢祀等に見
 えたり。

毛利輝元祈願狀
橫 二尺一寸七分

龍重光藏

今度古陣喪令

亦全為祈念一社

造學之年改朝之上

一設如就也仍願

書如件

天正庚午二月十日

伊勢大神宮 御齋前

延喜式
封戸

當國

度會郡	多氣郡	飯野郡
飯高郡 卅六戸	壹志郡 廿八戸	安濃郡 卅五戸
鈴鹿郡 十戸	河曲郡 卅八戸	桑名郡 五戸

諸國

大和國 十五戸	伊賀國 二十戸	志摩國 六十六戸
尾張國 四十戸	參河國 二十戸	遠江國 四十戸

右諸國調庸雜物皆神宮司檢領依例供用其當國地租收納所在官舍隨事支料若遭年不登損田七分以充免徵租稻竝注帳申送所司

神異

古来大御神の神威を顯し給ひ御事蹟も古典舊史も著し。今此に征韓の託宣を載せて餘を綴て省き。唯長元四年比神勅に至りては實小千歳の下までも人をして戰慄せしむる御事なれば其の顛末をば荒祭宮の所に掲げたり。

日本書紀仲哀天皇條

八年秋九月乙亥朔己卯詔群臣以議討熊襲時有神託皇右誨曰天皇何憂熊襲之不服是齊之空國也豈足舉兵伐乎愈茲國而有賢國譬如美女之睞用此云麻有向津國眼炎耀之金銀彩色多在其國是謂栲衾新羅國焉若能祭吾者則曾不血刃其國必自服矣復熊襲為服器下

同書神功皇后條

時皇后傷天皇不從神教而早崩以為知所崇之神欲求財寶國是以命群臣及百寮以解罪改過更造齋宮於小山田邑三月壬申朔皇后選吉日入齋宮親為神主則命武内宿

祢令撫琴喚中臣烏賊津使主為審神者因以千縉高縉置
琴頭尾而請曰先日教天皇者誰神也願欲知其名逮于七
日七夜乃答曰神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴
宮所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉

東西寶殿

瑞垣の内、正殿の後左右あり。各南面。其の義ハ豊受大神宮の所あると同じ。

皇太神宮儀式帳

寶殿二字、長各二丈一尺、廣一丈四尺、

同書神嘗祭條

禰宜先立御鎰大物忌子持立前率立立内院參入次宇治内
人、次太神宮司次大内人參持物波忌部乃進置留朝廷幣帛
並御馬鞍具然禰宜開正殿立幣帛物奉入畢次織御衣服此
禰宜仕奉織御衣絹二疋又宇治内人織衣絹一疋次大物忌
父開東幣帛殿御馬鞍具進上畢
宮司荷前御調絹正殿奉納也官幣綾八端二神主東寶殿參

昇奉納之三神主西寶殿參昇奉納御鞍同時也

興玉神

正殿の乾板垣外玉垣の間坐す。西面あり。石壇のみよて社殿あり。

神名秘書 興玉神、五十鈴川上地主也

件神無寶殿以賢木為神殿衢神猿田彦大神是也

建久年中行事興玉神祭條

于時御巫内人衣冠詔刀申申久今年乃六月乃御祭乃十五
日今時於以天興玉乃廣前仁恐美恐美申久地祭物忌乃子
乃忌齋奉御神酒御贊等於清淨仁聞食天宮中平仁神事於
藝令奉仕給禰宜神主内外物忌色職掌供奉人等長久久
久勤令奉仕給止恐美恐美申拜八度手兩端

宮比神

興玉神の後坐す。北面あり。石壇のみよて社殿あり。

屋乃波比伎神

正殿の裏板垣の外坐す。南面あり。石壇のみよて社殿あり。

建久年中行事六月條

同朝内外物忌父等衣冠著同自由貴殿神戶所進在二口菓

子、贅、請、預、宮、比、矢、乃、波、木、神、祭、也、

北宿衛屋 外玉垣御門の外、東側あり。神宮の晝夜、宿直する所あり。

北御門 裏の御門ともいふ。瑞垣、及内外玉垣も付きたる。皇太后儀、式帳、於不背御門八間、長各一丈三尺、高九尺。

蕃屏 板垣の外道を隔て、北に建てり。

御井 北御門の東北あり。覆屋を設く。忌火屋殿にて用うる御井あり。

大宮院御鋪地 廿年毎、大宮院を移し奉る。東の御鋪地あり。周圍、凡、百三十丈あり。中央、雨覆せるハ、即心の御柱あり。

古神寶發掘趾 大宮院御鋪地の内、心の御柱の東北にある石壇あり。

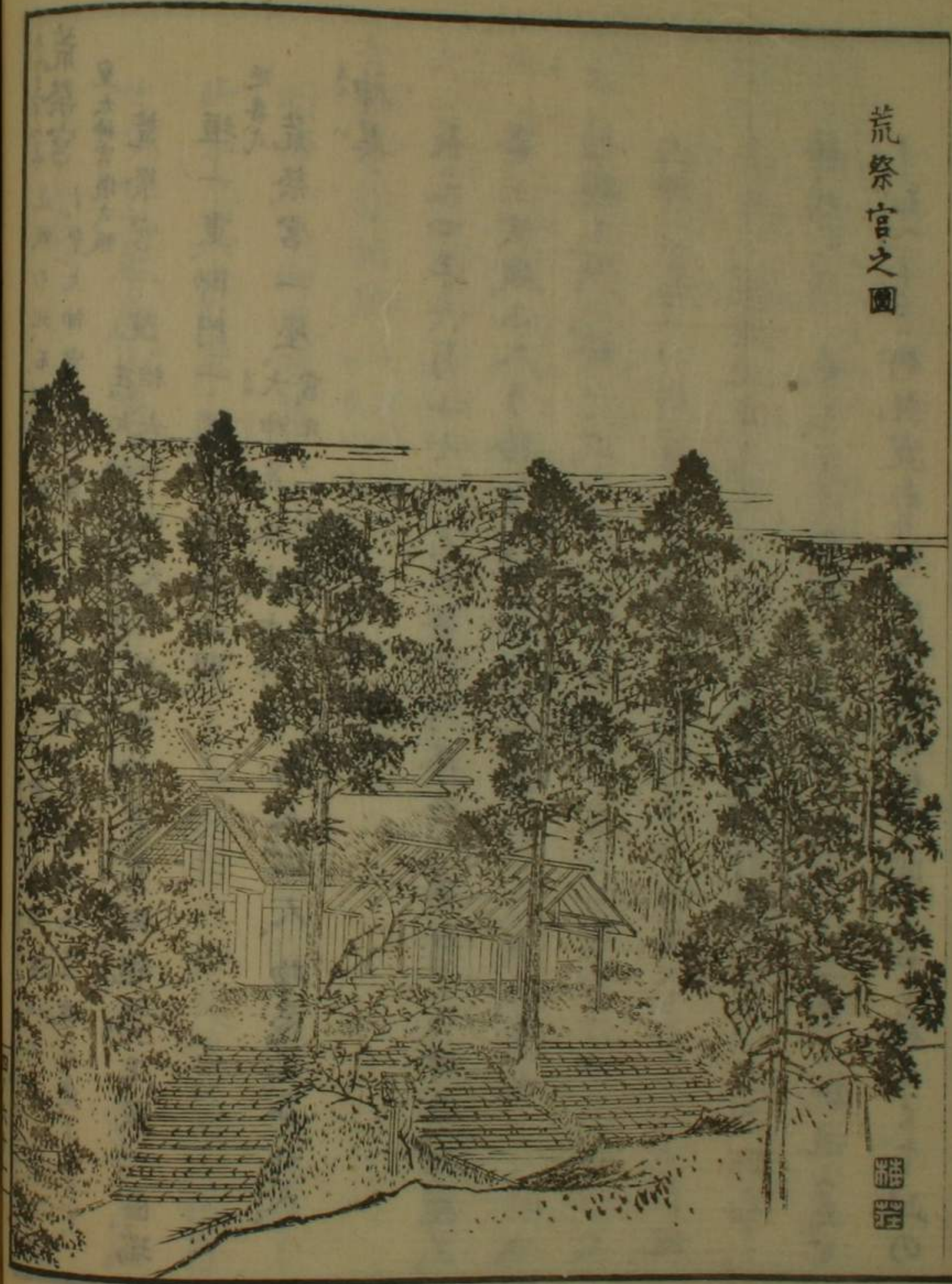
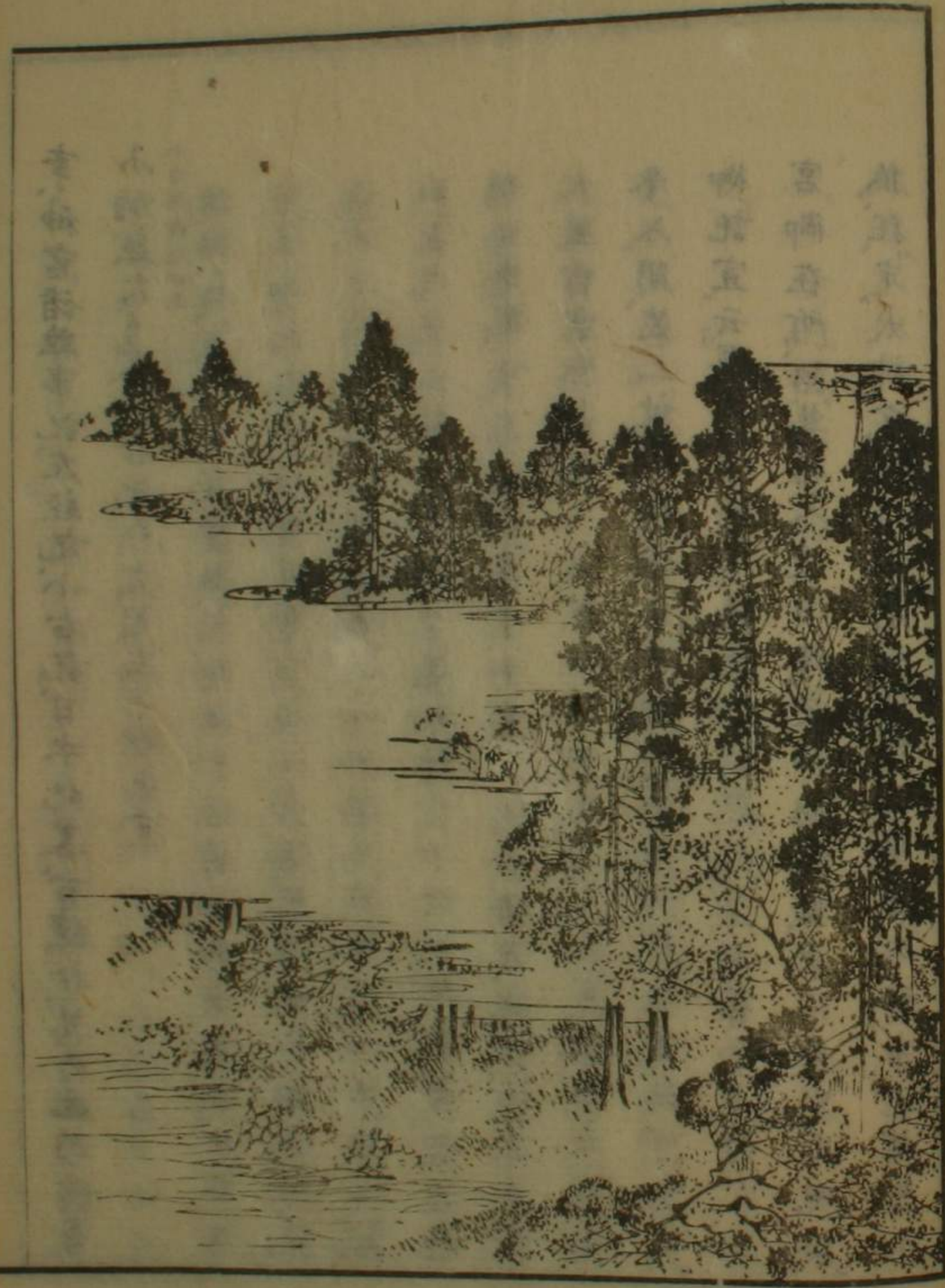
明治二年、御垣造築の時、玉纏須加利、飭の御太刀三柄を發掘せし所あり。其の刀身も、総べて鏽損せしも、粧飭の金具、纏玉等ハ猶存せり。廿二年度、正遷宮の節、調製せられし御太刀ハ、專こまよふられたることぞ。

荒祭宮 正殿の北、石燈を降り、又登ること、數歩ある。阜山の上、鎮り坐す。皇太后儀、式帳、皇太后宮儀、式帳、荒祭宮一院、在、太神宮、以北、稱、太神宮、荒御魂宮、正殿一區、瑞垣一重、御門一間、宿衛屋二間。

延喜式 荒祭宮一座 大神荒魂、去、太神宮、北、二十四丈、 内人二人、物忌、父、各一人、

神異

長元四年六月十七日、月次祭の御祭仕へ奉ると、嬪子内親王、齋王候殿、小入り給ひし時、忽、迅雷激雨となり、衆人驚怖せし折柄、内親王、俄、小聲を放ち給ひ、祭主輔親を召して宣ひけらし、我は、皇大神宮第一の別宮荒祭宮あり。大神宮の勅宣、小よりて、汝輔親よ告ぐ。寮頭相通、及妻子の者ども、巫覡の所業をなす人、を誑惑し、神明を汚し奉る。其の罪、輕ららず。速よ、公家よ上奏し、配流し處せしむべしと御託宣ありて、所酒數十杯を聞し召されきとぞ。此の



事、神宮諸雜事記、左經記、小右記、日本紀畧、百鍊抄、其の他の諸書

小炳然たり。今、小右記の文を、左小抄出す。

小右記長元四年八月四日條

頭辨持來宣旨、有覆奏、又即歸來傳、關白御消息云、伊勢太
神宮御託宣事、近曾從齋宮内、示送、然而無子細、多仍召
遣齋主輔親奉託宣者也、而有所勞不早參上、一日參上面
問、案内申云、齋王十五日著給離宮、十六日參給豐受宮朝
間、雨降臨、夜月明、神事了、十七日還給離宮、欲參内宮、暴雨
大風雷電殊甚、在上下心神失度、人走告有喚由、凌風雨
參入間、笠二被吹損、依召參御前、齋王御聲猛高、無可喻、夏
御託宣云、寮頭相通不善、妻亦狂亂、造立小寶倉申、内宮外
宮、御在所、招集雜人、連日連夜、神樂狂舞、京洛之中、巫覡祭
狐、狂定、太神宮如此之事、不可然之事也、又神事違禮、幣帛

疎薄、不似古昔、不敬神也、末代之事不可、今深咎、抑光清運
出官舍、納稻、放火燒亡、又殺害神民、其事遲々、無被早行、僅
及第三ヶ年十二月晦夜、被配光清公家、懈怠也、奉護公家、
更無他念、○中畧件相通、竝妻可追越神郡、○中畧八日癸未、○中畧勅命
云、齋宮寮頭相通、可配流佐渡國、妻藤原小忌古曾、可配隱
岐國者、即仰同辨、以左衛門府生泰茂親、為佐渡使、以右衛
門府生清内、永光、為隱岐使、○中畧十七日壬辰、○中畧可擲護相通
竝妻之宣旨、給伊勢國、便使部於鈴鹿山相逢、相通、擲執隨
身付國司、國司驚宣旨、尋取妻、令護、○中畧廿三日戊辰、○中畧頭辨
傳、敕云、藤原相通、依有可遠流之託宣、配流佐渡國、而又有
可流伊豆之託宣、仍任彼託宣、可遣伊豆、○中畧兵部權大輔忠
貞持來宣命草、○中畧天皇我詔旨、度掛畏伎、伊勢乃度會能五

十鈴乃河上乃下津磐根尔。大宮柱廣敷立。高天原尔千木
高知氏稱辭定奉留天照坐皇大神乃廣前尔。恐美恐美申
賜者久申久。本朝波神國利奈。中尔皇大神乃殊助政。故給所
難往聖毛猶其道乎專。須况朕之不德。奈偏奉欽仰。奈利爰
去六月十七日恒例乃御祭尔。依天齋内親王諸司遠率
引天參詣之。如跡尔欲供奉留所尔。暴風雷雨天。每事尔不
靜。須驚奇布間齋。姬忽尔進退失度。比意氣乖常。氏所寄託
奈其趣先波寮頭藤原相通加妻同小忌古曾。兩三年來或
波豐受乃高官止。或波大神乃荒祭官。與利給止。稱天已意
乃任尔。別社乎構造利。巫覡能事乎偽。天人倫乃耳目遠驚
之。種之能奇事乎狂尔。致天。根久損神事。須然猶所職尔備
天。今日毛率具利。世是大咎利。奈早久祭事乎停廢之。又相通毛乎

神戶乃外尔。追越止。部之宣布因兹。天夫婦共尔。科被天拂却
計祭礼毛不勤仕。利須奈其間奇異非一。須希代乃事在止。聞
食天旨遠委。年世為尔。祭主正四位下行神祇伯大中臣朝臣
輔親乎令遣。召尔齋王所惱。毛未快。須又身病能由遠申天。
旬尔万天不參上。須適入觀天。所令申尤嚴。氏冲慄無聊久駭。
大坐須誠尔相通加短慮遠答。給奈利神威乃揭焉。留奈敬懼
彌深之。仍託宣乃旨尔隨天。更法家尔不令勘。天。即今月八
日尔各以配流。夫相通波伊豆國尔。妻小忌古曾。遠隱岐國
尔。旁遠久放逐。比以罷遣須。但小忌古曾者。託宣乃文尔。雖
无所指。毛御崇乃起。在其身。礼深久尋搜。天罪奈給。奈利今此
由達令祈申。止所念給。利奈故是以吉日良辰乎擇定。天參議
正四位下行右大辨兼近江權守源朝臣經賴。從四位下昭



藤
葉
香
謹
寫
示
謹



長元託宣之圖

章王、中臣正六位上行神祇、權大佑大中臣、朝臣惟盛等、差天忌部、弱肩仁太、繼取懸天、禮代幣仁、金銀竝、唐乃錦綾、乃御幣乎、相副天、常毛別、亦調、潔令、擎持、天奉出、給布、皇大神平、久安、久聞、食天、愆過不、殘須、咎徵、畏消、天、天皇、朝廷乎、寶位無、動久、常磐、堅磐、尔、夜、守日、守尔、護幸、給天、比、一天無、為尔、四海、清肅、尔、之、聖運、無限、久、内、平尔、外、成尔、衆庶、歡樂、不、護助、計奉、給部、止、恐、美、恐、毛、申、賜、止、波、久、申、辭、別、天、申、賜、久、波、皇大神乃、重、奈、託、宣、尔、御體、腦、給、部、由、遠、聞、食、天、志、慮、無、聊、久、恐、申之、給、布、又、近、來、騰、雲、不、散、陰、雨、難、晴、天、志、農、圃、收、獲、尔、已、有、其妨、部、仍、陰、陽、寮、尔、令、勘、申、留、所、仁、異、方、乃、大神、乃、崇、速、成、給、止、申、利、如、此、尔、畏、利、重、疊、天、志、寤、寐、尔、致、懼、尔、留、尔、不、少、須、今日、件等、乃、畏、能、為、尔、大神、宮、竝、豐、受、宮、乃、祿、宜、等、尔、各、一、階、速

加、給、布、皇大神、此、狀、乎、平、久、聞、食、天、志、雨、脚、早、止、利、雲、稼、如、意、尔、玉、體、晏、然、天、志、遙、期、萬、歲、之、天、下、静、謐、尔、萬、姓、安、穩、奈、羅、年、古、止、皇大神、乃、无、限、支、冥、助、尔、可、有、止、恐、美、恐、毛、申、賜、止、波、久、申、

續神皇正統記
正平六年八月、○中荒祭、官有、鳴鑼、聲、西北、飛、

長元四年六月十七日、伊勢齋王、内宮、參りて、侍り、けり、雨、降り、風、吹きて、齋王、自託、宣りて、祭主、輔親、を召りて、公家、の御事、おど、仰せられ、次、度、度、御酒、召りて、主器、賜り、す、と、詠ませ、給ひける、
後拾遺集
盃よこわけき、教の、見えぬ、まじ、ちりの、お、こりて、何、れ、を、知、れ、
沖和へ奉、りける、

遙拜所、荒祭宮の西、ある、こ、豊受大神宮、竝、龍、原宮、同、竝、宮、の、遙、拜、所、な、り、て、東、あ、る、は、伊、雜、宮、の、遙、拜、所、な、り、
外幣殿、板垣の外、乾の角、あり、南、面、あり、其、の、義、ハ、豊、受、大、神、宮、の、所、あ、る、に、同、じ、
皇太神宮儀式版
幣殿一院

殿一宇、長一丈五尺、廣一丈二尺、高一丈八尺、五垣一重、廻長十六丈二尺、

皇太神宮儀式帳 春宮坊、竝、皇后宮、幣帛、竝、東海道驛、伎之幣帛、及國々處々之

調、荷前雜物等、納、外幣殿、踰、年祢、宜、給、之、

御稻御倉 外幣殿の南より、東面あり。

御常供田より、刈り取り、御稻を納むる所あり。往古と、調、御倉、塩、御倉、鋪、設、御倉と、合せて、四宇ありて、内外玉垣の間、東面、並、建、ちたりきとぞ。今は、此の御倉のみ存せり、板垣の外、移せり。

皇太神宮儀式帳 御倉一院

倉四字、長各一丈八尺、廣各一丈五尺、高一丈、堅魚木各四枚、玉垣、廻長三十八丈、

同書供奉幣帛本記、餘 正殿寶殿三殿、亦荒祭、官、鎰、奉、置、西、四、御倉、即其御倉、鎰封、太

神宮司、御厨、置、之、

建久年中行事冬季神態、條 御常供田當年、作稻、於、廳、舍、懸、之後、御稻、御倉、奉、納、例也、而、近

代、外幣殿、與、御稻、御倉、中間、懸、來、也、

兵範記 内院 塩御倉、

同書 調、御倉所奉、安置、神宮、政印也、而、炎上、出來之間、於、件、御印者、僅、所、出、奉、也、抑、件、御印、元、雖、奉、安置、酒殿、去、承曆三年、外院、燒、亡之時、於、彼、殿、依、燒、損、被、改、鑄、下、之後、所、奉、安置、代代、執行、祢、宜、宿館也、而、猶、依、有、其、恐、去、仁平年中、任、其、祭主、下、知、奉、安置、

彼、御倉、

同書 鋪、設、御倉、所、奉、納、宮中、鋪、設、裝束料、庭、疊、坊、領、簾、等、

うらのこらま 内御廐 御稻御倉の南より、あ

皇太神宮儀式帳 御廐一間、長四丈、廣二丈、高九尺、船一隻、長三丈、廣三尺、

延喜式 二所、太神宮、櫓、銅、御馬、各二足、簡、幣、馬、内、恒、令、養、飼、

兵範記 中院、肆間、萱、菅、御廐、壹宇、

康富記

嘉吉三年十一月、伊勢一社奉幣事、十三日甲子時、伊勢一社奉幣、使被發遣之、去九月廿三日、内裏燒亡之夜、神宮之櫛之御馬放出、御厩給有休徵之由、祢宜竝祭主、卿次第註進到來、神宮職事權、右中辨俊秀也、傳奏日野新中納言資房卿也、奏聞之處、獻慮被感恩食之間、被謝申者也、

中御厩

御神樂殿の南あり。

風宮橋

御厩の西より、風宮に至る参道に渡せる橋あり。橋の前後は鳥居をたつ。此の橋の擬寶珠の内、明應七年と彫刻せるもの一個あり。

僧尼拜所趾

古に僧尼の拜所として、風宮橋の南端より、枝橋を掛け、南の岸をつたひ、遂に、正殿に對して一字を設けありき。今ハおし。

風日祈宮

橋を渡りて、右の方より鎮り坐す。皇太神宮の別宮あり。

當宮を元風神社と稱し、禰宜日祈内人を率ゐて、七月一日より三十日まで、風雨旱災を祈り申し、志由皇太神宮儀式帳に見えたり。弘安年中、蒙古發來の時、神威を顯し給ひて、以て、正應六年三月廿日、

宮辨宣下ありて、別宮小列せられ給ひき。

内宮注進状下

弘安四年七月二十九日、禰宜荒木田尚良、豐受太神宮禰宜度會貞尚等十二人、捧起請連署、上奏、二宮末社風社寶殿鳴動、自二十七日及三箇日、今二十九日曉天、自神殿發出赤雲一陣、而且西方、忽起大風、而倒喬木矣、蓋亡九州異狄、今明日之間、歟、仍以言上如件、

帝王編年記

神名松書

風神社、謂志那都比古神、

社記

正應六年三月廿日、官符改社號、奉授宮號、預官幣、二宮同前也、依異國降伏之御祈禱也、嘉元正遷宮之時、被増作寶殿、畢八百萬神拜所、風宮の橋際より、祓祭の神の石壇に至る道の左あり。八百萬神達拜也、左輪、件神拜、以往無之、近來拜之、依被所清

建久年中行事正月十日條



風宮橋之圖



風宮橋所置擬寶珠之銘



淨之儀者、神拜以前可參者歟。

瀧祭神 八百萬神拜所の西、五十鈴川の東岸にあり石壇にして皇太神宮の所管なり。

往古も西岸に奉祀せしが、洪水の為小崩壞たりき。今に、其所を瀧祭の淵と稱せり。年中行事、小域内にて祭事を行ひ、由見えたれど、建久の頃已に、此の地にて奉祀せしなりべし。

皇太神宮儀式帳
瀧祭神社 在、太神宮西、建久年中行事

六月十九日、瀧祭御神態、次第正權神主、竝玉串、大内人、各衣冠著、鳥居、經被所、大楠本、置石、東際、南上、西面著。

次瀧祭ト申ス。一鳥居ノ西、河ノ向ニ森アリ。是ハ御殿モナクシテ、大地ノ底ニオハシマス。

夫木抄
神祇百首
海と云ふ花のまづ枝の岩枕瀧のふじわきふむらむ
瀧の宮の通妨となりぬらむ彼と見るまで嘆く卯のむ
西行
度會元長

被所 瀧祭石壇の南にあり。御遷宮の時、御神寶、御装束、及神宮を被ひ清むる所あり。

外御廐 裏參道御橋の外にあり。

皇太神宮儀式帳
廐 一間、長二丈、廣一丈、高一丈

兵範記
外院、肆間板、菅櫛、御馬勞、飼館壹宇、

高倉殿 外御廐の北にあり。石壇即其の趾あり。

往古も殿舎ありて、中樋代御船代、其の他、御神寶をこの朽損したる物を納むる所なりき。

寛正造營記
三具之御樋代、御船代、竝令朽損、御装束、御神寶等之落散、塵芥、高倉殿奉納、件高倉殿寶殿令退、轉顯露之間、以兩所相

殿御座板、覆藏、
古物御樋代、御船代等、莫及顯露、高倉殿奉納之外、官宿館中、所令秘藏也。

永正記

永正記

高倉殿參拜之時、可有思慮事、古物朽損之塵芥、近邊亦令散亂、假曾免毛、不可踏越也。

うらのみよりしよ 高倉殿趾の西あり。神宮衛裏見張所士の晝夜を戒むる所あり。

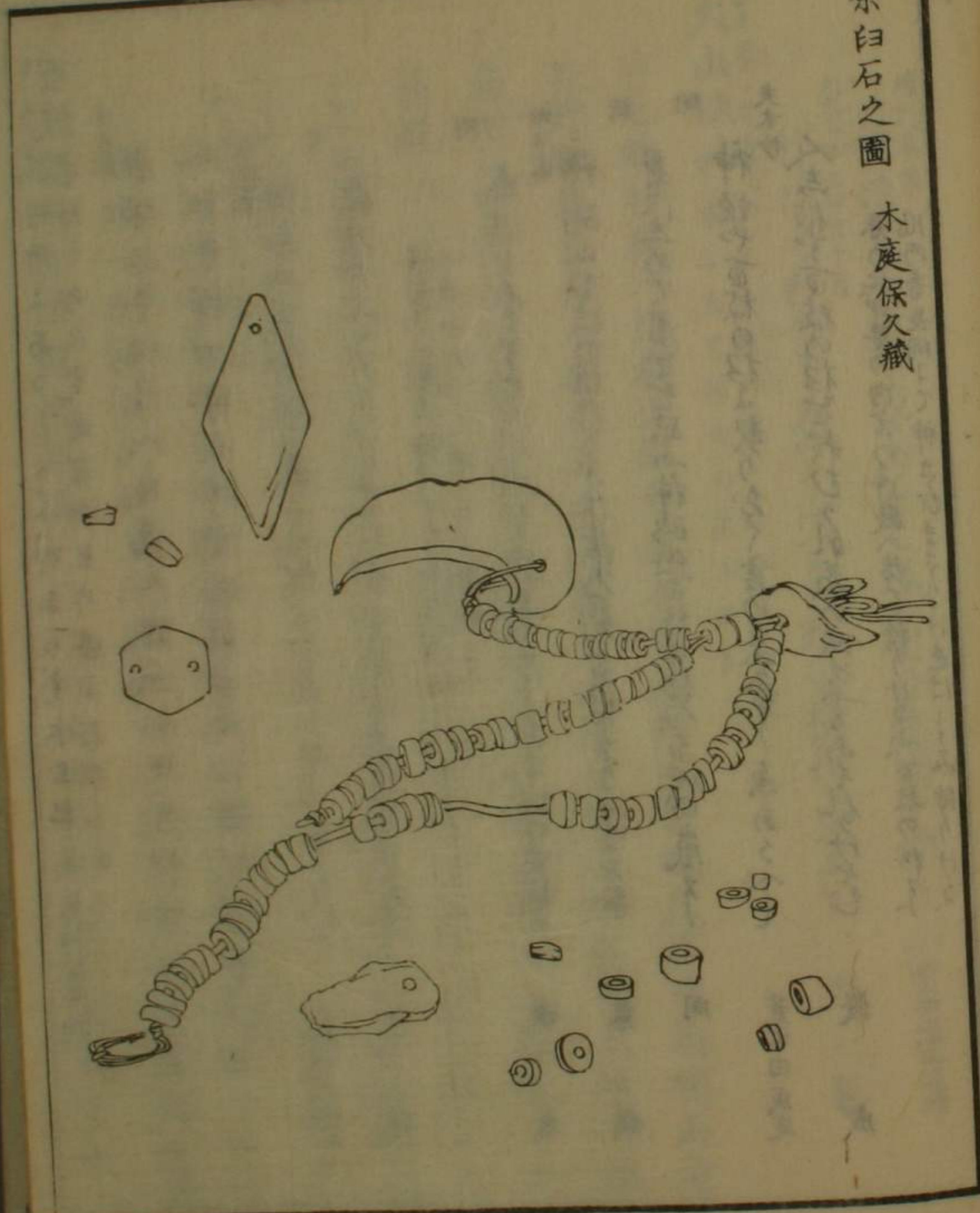
神苑

此の地、元館町と稱し、神宮の齋館ありし所あり。近年、有志の輩、神苑會を起して、人家五十餘戸を撤去し、樹石を排置し、神苑の風致を添へたること、山田神苑と同じ。

茶臼石

荒祭宮の北に當れる宮域にて、往く之を拾ひ取る者あり。土俗、茶臼石といふ。其の質、甚堅ならず。多くは青、或ハ赭色あり。形鳩眼の大きき者、中ニ穴あり。管玉ふ類せり。何の頃の物なること、知るべからず。今は、漫ニ拾ひ取ることを禁せられり。

茶臼石之圖 木庭保久藏



百枝松

何所あり。今詳ならず。水左記又大神宮御前とあれむ。南宿衛屋の邊ありあるべし。

承保三年四月八日、或人語云、今日有軒廊御卜事、去三月

八日申時、伊勢太神宮御前、百枝松顛倒怪事、下

同日、風雅集 神踏山百枝の松も更又歳ふ世君よ勢り木くらむ 土御門小宰相

同日、藤原をみもを川よせきいれて百枝の松よかけよとぞ思ふ 西行

同日、拾玉集 藤原もみもすを川の末るればさづえもくけよ松の百枝よ 俊成

同日、神踏山百枝の松のときは藤原もみもをちりたるか 慈鎮

同日、身にまめて君をぞ思ふ神踏山百枝の松乃よ代の嵐り 同

同日、夫木抄 神踏山百枝の松を頼むる松の末もあれはけむ 荒木田成定

同日、夫木抄 人志も百枝の松を頼むる松の末もあれはけむ 俊成

茶山

春の比、伊勢の内宮の所殿へ侍りけるか、百枝の松も、風の音、長閑にて、神さびまきりけしはよみ侍りける。

續門葉集

神踏山百枝の松よおくらせて緑の空ハ暮風をふく

前権僧正通海

天文十一年太神宮十首

神踏山百枝の松よおくらせて緑の空ハ暮風をふく

御製

大山祇神社

宇治橋の東一町許、山の麓に座す。館町の産土神なり。

二見郷神役人所藏古詔刀文小、宇治郷岩井田在、岩井高神山神

七所、御前とあり。建久年中行事よ、正月七日、山神祭アリ。件々神

在所ハ、岩井田村也と註せり。近年まで、皇大神宮の所管ハ、

社殿ハ、二百年來、官營よりき。或ハ云ふ、岩井神社也、此の社なら

むと、傍に、子安社の小祠あり。土俗、安産を祈る小、其の靈顯著し

とて、信仰せらる者多し。

建久年中行事四月山神祭條

今日、河原神事以後、自酒殿、酒一瓶、菓子一籠、誓一喉、小

帖紙一帖、被奉、彼神、其後祭禮也。又三度、御祭、竝六節會之

時、同、自酒殿、度別、米二升、乃請、預、件、社、祝部等調備、供也。

磯部朝熊道 大山祇神社の北よりあり。

岩井田山を漸のぼれど、岐道あり。右に取久川よ沿ひて行くときは、四里餘ふして、皇大神宮別宮伊雜宮に至るべし。其の中途あり合坂山も、伊勢志摩兩國の界あり。此の間よ、彦瀧、鳴瀧、俎石、三方石、鮎留石等ありて、山水、頗清美あり。まこと、まぐなう道を取て、山肩を行くときは、六十町ふして、朝熊岳の頂よ達す。

石井神社社地 大山祇神社の北よりあり。皇大神宮末社の社地あり。

域内よ、高さ二丈よ餘れる巨岩あり。土俗、岩社と稱す。社殿中絶して、御靈代も、津長神社の御殿よ座す。或ハ云ふ。是、岩根社の舊

趾なりと。

建久年中行事正月十日旬神祇條

次山神巖社拜

元祿勘文

岩社 末社在川原村、南東山、

社廻八十六間、社當時中絶

山口祭場 石井神社の地

皇大神宮式年御造營の時、山口木本祭を勤行する所あり。

荒木田一門氏神社 岩井田山よ坐す。荒木田姓一門の祖神を祀る。

岩井田山下神社 殿よ坐せり。

建久年中行事四月氏神參條

除當番之外、正權神主、彼社頭參、但件社、兩所也、荒木田氏

二門田邊本社參祭、同一門、小社湯田野社參祭也、但當時宇治郷

岩井田、○中山勸講、畧

又、宇治氏、石部氏、同、初申、日祭也、宇治氏、字上

社祭、石部氏、岩井田、山口祭也、

從三位荒木田神主守武靈社趾 荒木田一門氏神社の西にあり。石壇を存す。

守武神主ハ、天文十年四月廿三日に執印せし、皇大神宮の一禰宜あり。神勢の暇を以て、心を、風咏よ寄せ、常は、宗祇、宗長等と交、且、連歌の奥旨を極めたり。享祿三年、獨吟千句、飛梅の巻を綴り

守武神主像
 藤波氏命藏
 松尾桃青畫
 葛飾素堂贊



四一四

素堂

若志木田子河以
 滑響風冠古し
 得字為松為穗
 成福在入他本

葛飾隱生素堂頌

□ □

女中百首

荒木田守武神主自筆世中百首 蘭田氏所藏

女中の世やよひあかしくあはれつらき世の御心
 ちよだにさしやまひしもの くらひに世をくもつてあせ中
 世はとくもあつてつなまんとあつたさるやとくあつて
 世中よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 らの中のつらき世をあかしくあはれつらき世の中
 いらしてことごとくあつてつなまんとあつたさるやとくあつて
 世中よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 世の中よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 人の世よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 同い人よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ

四十七回

女中の世やよひあかしくあはれつらき世の御心
 ちよだにさしやまひしもの くらひに世をくもつてあせ中
 世はとくもあつてつなまんとあつたさるやとくあつて
 世中よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 らの中のつらき世をあかしくあはれつらき世の中
 いらしてことごとくあつてつなまんとあつたさるやとくあつて
 世中よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 世の中よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 人の世よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ
 同い人よわくまよひしものくらひに世をくもつてあせ

て始めて俳諧の式を定む。大永五年九月庚申の夜、世中百首
を詠せり。此の歌、脩身齊家に、裨益尠ならず。刊行して、世間傳
ふ。所謂伊勢論語是あり。同十八年八月八日薨す。歳七十七か
也。寶曆年中、千賀良珍、靈社を、此の地に設けしが、近年朽損に及
び、により、裔孫、園田氏之を、邸内に移せり。

大沼橋 おほぬまのきし 所在詳
からず。

新名所歌合畫題の一あり。案ずるに、類聚神祇本源より引用せる。
長徳三年八月外宮田社檢録、石根社、在上宇治と見え、たれむ、大
沼の名稱ハ、上宇治に在りしを知るべし。さて、此の大沼橋ハ、永
享六年宇治橋造營の時まで、岡田の邊より、東岸に渡志し、假橋
の名かりしからむ。

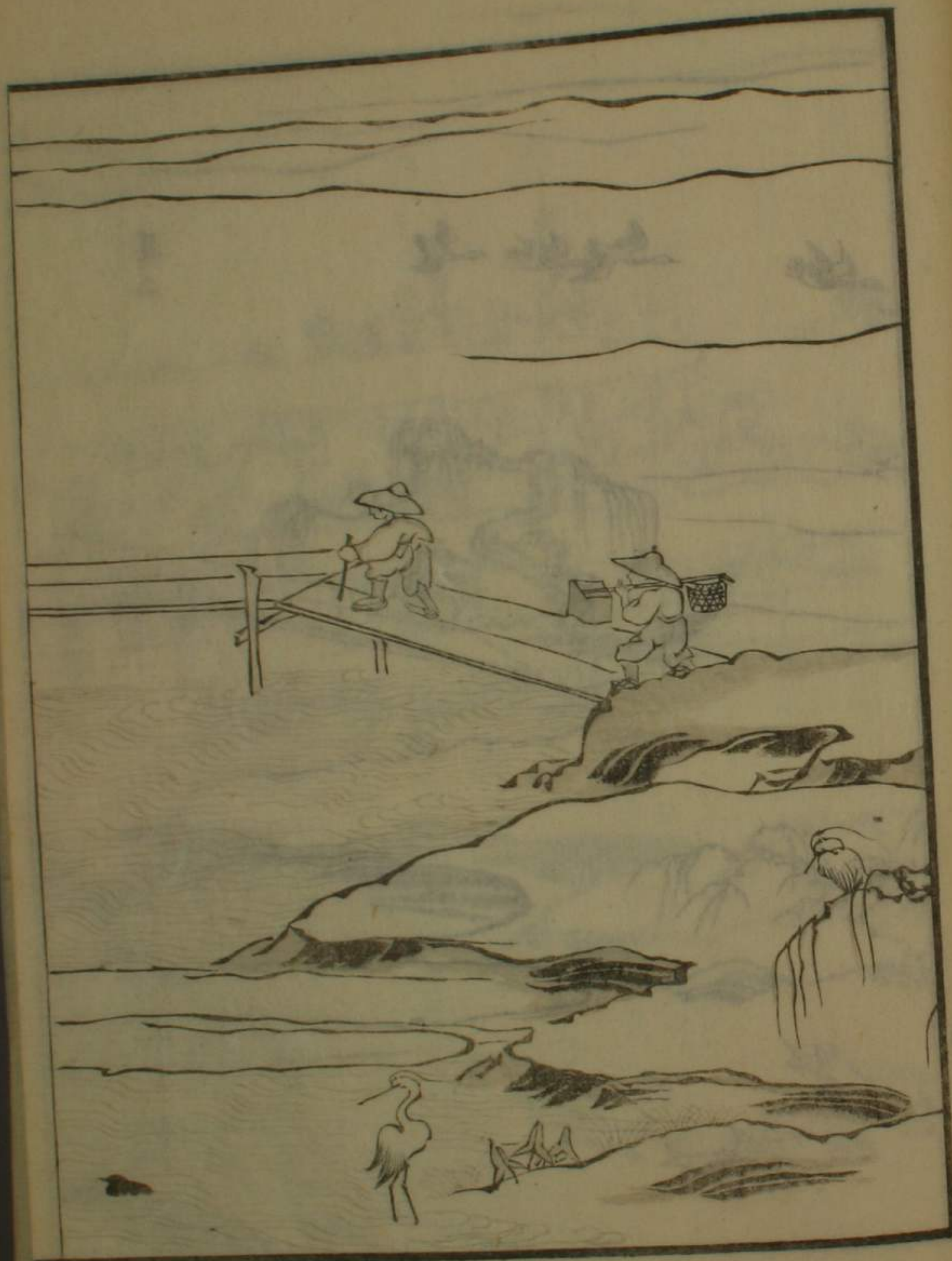
新名所歌合

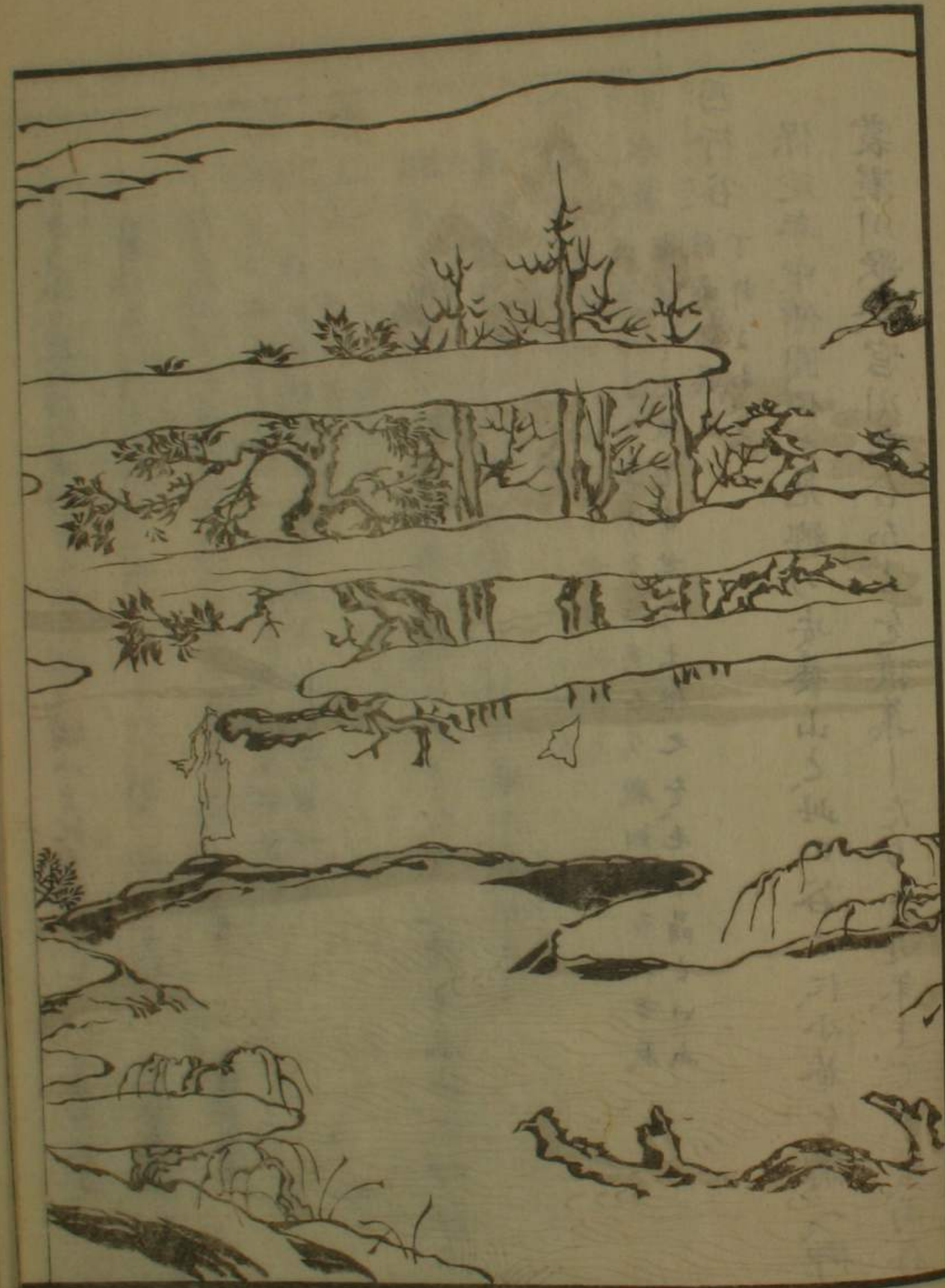
たちこむらねぬの橋はほのえそて霧よれぬ秋の小田

大中臣定忠

四ノ七十六

度會や大沼の橋もどごえせず秋田かりあげ流まほはけ	荒木田尚良
あけぬとそいおもも賤やゆらむ大ぬ乃橋を渡り里人	荒木田成言
あなづつち湯はきまにととえておほぬの橋をうつす秋風	荒木田延行
たを渡ま喜も霞よさらけず大沼の橋ハ霧深くとも	僧都行實
山本ハ絶るまほも秋霧よおほぬの橋もうつもぬそり	法眼能圓
たちこむらぬの橋の物も湯よ往來の人や道迷ふらし	荒木田成宗
秋霧のたつや大ぬのうき橋のうきそてあかもはちまどをかき	荒木田長興
憂きこころはおほぬの橋よまつち霧はれぬ世を渡りぬ	荒木田氏行
思ふ事れおぬの橋もかきつて世をわきまきこまら流らむ	大法師良玄
うきこころはおほぬのはの物も湯よかきまら流らむ	荒木田経顯
まら流る橋も見えず霧深きおほぬのうき橋のたづなれ	大法師圓親
霧深き大ぬの橋の物もかけぬとこを渡るそのまき	荒木田定頭





其二

馬淵 宇治橋より下五町許東岸ある深淵をいふ。傍に烏帽子岩あり。形を以ちて名づく。

母豆社 馬淵の岸上にある小祠あり。

きりぎりす大沼の堤ゆきくられて渡り煩ふまたのつきこし
お務のまに朽ちて残れる埋木わかぬの場乃初なりをむ
思ふに浮きそかほぬの楊柳立つるお務のくまもなき

大法師良譽
大法師尊親
大法師良惠

郷談よ荒木田神主経雅の説を引きて、皇大神宮末社求神社の
舊趾ありといひ儀式解よも此の説を載せたり。

餓鬼谷 館町の東に當れる谷をいふ。真常院と云ひ寺の趾あり。

毛水晶 餓鬼谷より生ずる石英あり。微細なる六方石。凝結して板をかせり。土俗之を毛水晶といふ。

西行谷 館町の異五丁許あり。

保延年中僧圓位二見郷の安養山と此の谷とに小菴を構へ御
裳濯川歌合宮川歌合ふどを撰集たりき近年まで茅堂尚存

西行法師木像

上部菴本 模寫本

我宇治郷有地馬曰
西行谷相傳師之去
京初匿於此時潛
之京與中納言定家
諸公游其妻物色來
自京見師怨嘆師曰
婦人故兵衛義清之
妻歟義清今化為僧
非故兵衛也欲必見
兵衛乎乃起抱一木
人來居諸婦前曰君
夫即是君與之語遂
滅跡而去妻亦遂感
悟自號為尼以終其
身云後人以貞婦之
事夫事敬之如師龍
而祠于此其像高二
尺坐而跏形苦顔色
黝黑斧痕粗樸一見
知其為十年物



梅谷信室

奥山中書所藏

し尼僧住み居けまば雅客常道遙して夏日も瀑布に炎塵
を洗ひ秋夜も月下も鹿鳴を待つふど頗幽興不適せり地な
りき。△

蟄居紀談

西行上人、いりある用やありくむ。打綿といふ物を背負ひ
て、宇治郷櫟木館といふ者の前を過られざるを、館の家より
見て、そまは、うるるといひ々せば、よきなりながらに、
宇治川
乃瀬よ、守あゆの腹よ、こをうらかといへるわをも有りやれと
よめるとなむ。

西行法師、世を遁れ、室の戸を、神照寺とあひひけ
るは、天照す御かげも谷がくれも残らずや有りやむ。圓
位と名のり出でに、大圓鏡智の内證をさあから
成しける。まゝする人よひうれて、たゞに帰りがむ
も心うきに、華のをも
さびまうせ侍り。

二根集

言のまゝ隠れて住み、谷の庵も梢の秋をもに戀ふらむ

西三條實隆

神照寺校額

夜坐更闌眼未熟情知弁道可山林溪聲入耳月到眼此
外更須何用心

僧道元

同

くもまの都のなつみ藤をむむをかくれ名宇治の里

長明

西行谷の麓よ流あり女
共の芋洗よをえり

芋あらふ女西行あらむ歌よまむ

むせ次

西行庵跡

坂士佛

此地空餘山寂寞昔人去後幾朝昏綠蘿菴舊絶蹤跡只

有松風敲寺門

世木

西行谷の西ある
田圃の字なり。

此の地、建久年中行事に見ゆ。又、両宮禰宜轉補次第記に、康和三
年四月、一禰宜荒木田忠元、世木の長官と稱したる由見えたり。
建久年中行事、六月、讀伊佐奈岐兩宮神態條
自岡田辨財天世古河原出、世木淵、南經、彼宮參

神馬埋場

字世木あり。皇大神宮御馬の病斃を埋葬する所あり。館町に属す。

菩提山神宮寺趾

西行谷より、三町許東の山間にあり。四郷村に属す。

寺傳云ふ。聖武天皇の勅願により、天平十六年、僧行基の草創せし所ありと、續日本紀云、丈六佛像を伊勢太神宮に造るとあるは、即此の寺乃本尊ありと、舊蹟聞書に見えたり。往古も大伽藍なりしが、數度の火災に罹りし由、寶曆年中所建の本堂、山門等、近年まで存したりき。

續日本紀孝謙天皇條

天平神護二年秋七月丙子遣使造丈六佛像於伊勢太神宮。

類聚大補注

弘長二年十一月廿五日、菩提山自院玉坊失火、丈六堂本

堂、多寶堂、經藏、本坊、寶藏、拂地、燒亡了。

康永參詣記

香爐風薰す。弘正寺の淨場、茶竈煙出あり。菩提山の禪坊

かゝる寺を一見して、朝熊の宮まありぬ。

伊勢にて菩提山上人よ、月と對して述懐せしに。

山家集

めぐりけをを井のよをに成りぬも月よるれゆむびをな

西行

一葉集 菩提山

山寺の悲しき告げよどころ堀

かき成

神垣や思ひもかけず 神さん像

同

瀑布 舊境内の漢

曼陀羅石 舊境内あり。長さ五尺、幅三尺許。石面は梵字多し。傍に大同二年、空海刻之との文字を彫きり。

經瓦 此地にて往に拾ひ取る者あり。両面は經文を刻す。天神山より出づる物と、年紀相同し。

古墳 後の山の半腹にあり。

すべて三箇所あり。近年、其の一箇所を發掘す。瑪瑙の曲玉、金銀、銀數品、太刀、土器等を藏せり。其の構造、大石を以て、四方を疊み、覆石ハ頗巨大あり。今、形跡に依りて、之を考ふるに、千年以外の

僧相西屋如來屋歡喜入道屋妙法僧室宗尼佛種字清
四即大養氏平氏平里大田小大菜田五即子沙蘇樂孫尼妙法
藤原聖自王丸伊勢太郎九國極五郎九七若丸僧行祐
僧玄海平下野一志氏伴氏同氏

兼安四年^{歲次}七月日於南開淨提大日本國東海道三河國濱

兼郎伊良期卿乃僧見寺釋迦末法時衆駢佛像衆基

塔波女眾部妙典釋迦末法時後上首歲開淨^又國

夫年造顯善日^年大願法主^所西觀

大檀越度金日當^章度會代子仙王愛子同瀧寺

同心檀越度金日當^章大中氏

同心助成施主佐伯國親女大施主磯部氏貞愛子

同心助循筆既全對佛了^而西人對佛子^所建西僧

僧兼仁僧聖賢僧慶下僧教春僧良中入

同山門徒衆僧長源藤内^所支地藏堂

僧聖心大中^四正由屋上大中^長大中石見

物と覺ぬ恐らくとも、宇治土公氏の祖先の古墳あらむる。

